

平成 27 年 度

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

開会：平成 28 年 9 月 9 日

閉会：平成 28 年 9 月 13 日

福岡県東峰村議会

平成27年度東峰村議会決算審査特別委員会

招集年月日 平成28年9月 9日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成28年9月 9日 13時30分
委員長 長澤 貞義
閉会日時及び宣告 平成28年9月13日 11時58分
委員長 長澤 貞義

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	岩橋忠助	総務課長	梶原浩二
企画政策課長	小林純一	住民税務課長	岩橋一成
農林観光課長	野寄和秀	保健福祉課長	室井英信
建設水道課長	日野正	教育課長	室井富美子
総務課長補佐	真田秀樹	総務課係長	樋口修一
総務課主査	古賀英彦	総務課主査	杉野秀行
企画政策課係長	梶原孝司	企画政策課主査	和田勲
企画政策課主任主事	森山敦史	企画政策課主任主事	池田啓讓
住民税務課長補佐	伊藤勝枝	住民税務課主査	阿波正治
保健福祉課係長	国松直美	保健福祉課係長	矢野正己
保健福祉課係長	真田しのぶ	保健福祉課主査	和田貴弘
農林観光課長補佐	城辰也	農林観光課係長	岩橋俊典
農林観光課主査	泉健人	建設水道課長補佐	小野豊徳
建設水道課係長	前田光輝	建設水道課主査	糺井紀彦
教育課係長	矢野正己	教育課主査	井手絵美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	室井慶久		

村長提出議案の題目

認定第 1号	平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。 9番 長澤貞義議員
--

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

平成28年9月 9日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成27年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

平成28年9月9日開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>あらためまして、こんにちは。 決算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました長澤です。 本委員会に付託を受けました案件は、重要な案件でございますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員数は10名です。 なお、伊藤委員におきましては、監査委員でありますので本来であれば本委員会への出席を要しませんが、従来より本委員会は全員で構成することといたしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。 それでは、定足数に達していますので、ただ今から決算審査特別委員会を開催をします。</p> <p style="text-align: right;">(13時30分)</p>
委員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 議席番号の指定を行います。 議席番号は、本会議の議席番号とします。</p>
日程第2	
委員 長	<p>日程第2 会期の決定を、議題とします。 本決算審査特別委員会は、本日9日から13日の午後5時までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
委員 長	<p>異議なしと認めます。 よって、本特別委員会の会期は、本日9日から13日の午後5時までとすることに決定しました。</p>
日程第3	
委員 長	<p>日程第3 認定第1号 平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について 日程第4 認定第2号 平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 日程第5 認定第3号 平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 日程第6 認定第4号 平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について を一括議題とします。 本日は、決算審査報告のため、熊谷代表監査委員に出席をいただいておりますので、平成27年度東峰村一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の報告をお願いします。 熊谷代表監査委員さん、お願いします。</p>
熊谷代表監査委員	<p>皆さんこんにちは。 ただ今紹介をされました代表監査委員の熊谷でございます。よろしくお願いいたします。 議員各位及び執行部の皆様には、日ごろから本村発展のためにご尽力をいただき、一村民としてお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。 本日は、平成27年度の決算審査特別委員会ということで、将来を見据えた審議になるよう重ねてお願いを申し上げます。 それでは、ただ今から、平成27年度一般会計、特別会計の決算報告をいたしま</p>

す。

お手元に東峰村一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況審査意見書を配布されておると思っています。まず、これに基づきまして、説明を申し上げたいと思います。

まず、開いてもらいまして、1ページでございますけれども、審査について、でございます。

審査対象につきましては、平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算、同じく平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、証書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を審査対象として行っております。

決算書の調整及び提出期限につきましては、法定内の期限内に提出されておることを認めております。

審査期間につきましては、平成28年8月26日、29日、30日の3日間で行っております。

審査の方法ですけれども、この審査にあたっては、次の項目に重点をおいて審査を行いました。

まず1つ目は、歳入歳出決算額は証書類と一致しているか。
次に、決算書その他の付属書類の係数は正確であるか。
支出済額は証書類と一致しているか。
会計年度独立の原則は守られているか。
会計間の独立はおかされていないか。
違法又は不法な収支はないか。
事務の合理化、経費の節減に努力しているか。
予算の流用は適正に処理されているか。
財産管理は適正に行われているか。
財政運営は健全かつ適正になされているか。

以上の項目を審査しました。

審査結果並びに決算の概要については、2ページ以降に記載をされているところでございます。これにつきましては、一読願いたいと思います。

決算審査の内容につきましては、32ページにむすびとして総括まとめをしておりますので、朗読します。

平成27年度の一般会計及び特別会計（簡易水道・国民健康保険・後期高齢者医療）歳入歳出決算の4会計並びに基金の運用状況の審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、係数に誤りもなく正確であると認めるものであります。

また、財政も健全に運営をされており、財源の確保、健全な財政運営を図り、財政収支の均衡保持に努められた結果である。

平成27年日本経済は、アベノミクスの下、デフレ脱却・経済再生に向けて大きく前進した。経済がデフレ状況ではない中で、好循環が着実に回り始め、景気は緩やかな回復基調をたどりました。企業収益が過去最高水準で推移する中で、雇用者数が増加、完全失業率が20年ぶりの低水準となり、また、名目賃金の伸びが上昇を続け、実質賃金もプラスに転じております。

しかし、所得面の改善が投資・消費といった支出面の改善に繋がるテンポに鈍さが認められます。企業の設備投資は、過去最高水準の企業収益に比して、低水準にとどまっております。大企業では保有現預金等が増加傾向にある一方、設備投資、

	<p>研究開発、賃金支払いに関する前向きな支出は伸びが鈍いです。個人消費は、実質総雇用者所得が増加しているが、物価上昇に比して、緩慢な賃金の改善や身の回り品の価格上昇などから、改善に力強さがみられていない。</p> <p>物価面は、デフレ脱却に向けて着実に前進している。消費者物価は緩やかに上昇しており、GDPデフレーターや単位労働コストは改善傾向にあります。一方、デフレ脱却に向けては、縮小傾向にあるものの、依然マイナスとなっているGDPギャップの着実な縮小が重要である。</p> <p>こうした景気・物価動向を踏まえると、投資・消費といった支出面の拡大を通じた好循環の加速・拡大が必要である。将来の期待成長率が高まる中で、設備投資や賃金支払いといった前向きな企業行動が強まっていくこと、賃金の継続的上昇により所得の見直しが確かなものとなることを通じて、家計の消費が拡大していくことが重要である。</p> <p>村においては、アベノミクスによる好循環の景気の回復基調はまだまでであり、このような社会経済情勢であるがゆえに、将来に向かって健全・堅実な行財政運営を行う必要があり、特に村税等の自主財源確保に努め、「総合計画」や「過疎計画」の長期展望の村づくりと、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、それぞれの政策の成果・効果を検証しながら、次世代に受け継いでいけるよう行財政運営の効率化に取り組み産業の振興や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の向上と、さらなる村勢の発展に寄与されるよう一層のご尽力を望むものです。</p> <p>以上、監査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
委員 長	<p>ただ今、熊谷代表監査委員による決算審査等の報告が終わりました。</p> <p>ここで、熊谷代表監査委員には、退席していただきます。お疲れさまでございました。</p> <p>(熊谷代表監査委員退席)</p>
委員 長	<p>次に、各課長からの補足説明を求めます。</p> <p>平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算について</p> <p>平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について</p> <p>平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について</p> <p>平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について</p> <p>補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>決算書と主要事業の説明書につきましては、特段、今回は補足説明するところは、総務課といたしましてはございません。</p> <p>ただ、資料提出を求められておりました件について、補足をしたいと思っておりますので、総務課から提出しました資料をご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>その中でですね、まず機構改革により発生した費用について、どのようなものがあるかということでございましたので、まず、①で書いております管理職手当、これについては、前回説明したとおりでございます。</p> <p>その次に、②といたしまして、課名表示を行っております。これは、小石原庁舎に係る分で、小石原庁舎の課名表示は、蛍光灯で透かして見えるようになっております。その分についてはですね、自作で行いますと、あまり見かけもよくないので、業者のほうに委託しております。その費用が2万6,460円かかっております。</p> <p>それからあと、電話機について、建設水道課が新しくできたと言いますか、分離しましたので、建設水道課のほうの電話機を補充しております。それが6万4,800円。</p> <p>それから、全体的に機構改革を行った関係で、内線番号の振り替えを行っており</p>

	<p>ます。これについても電話の納入業者のほうで行ってもらいましたので、3万7,800円ほどかかっております。</p> <p>それから次に、時間外勤務手当の状況ということで、各課ごとに明示しておるところでございます。</p> <p>まず、総務課から教育課まで、その次に金額と対象職員数。対象職員数は、係長以下になります。</p> <p>それでまず小計を出しまして、あと臨時・嘱託についても時間外がございます。合わせて733万1,658円このような内訳になっておるものでございます。以上です。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	企画政策課からの補足説明のほうは、全協のときと状況は変わっておりませんので、省略をさせていただきます。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	住民税務課からも特段補足説明はございません。以上です。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	保健福祉課のほうも全協のときと変わっておりませんので、補足説明はありません。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>農林観光課のほうからは、追加資料を求められておりましたので、その概要についてのみ説明させていただきます。</p> <p>追加資料は、観光プロモーション活動に係る団体等の協働の補助金です。縦書きの実績報告というふうになっております。</p> <p>これ11団体に対しまして443万1,000円の補助金を出してございまして、実績のですね、報告の見方といたしまして、1ページ、それぞれの実績報告の収支等も含めてしてございますので、最初に見方といたしまして、すいとう小石原が団体名と、営農組合すいとう小石原。</p> <p>それから、下段で補助事業名、観光プロモーションで、すいとう小石原ノート等の体験、田植え・稲刈り体験と陶器のですね、作成の体験で、交付決定額50万となっております。</p> <p>それからもう1団体だけ、その次のページがですね、収支決算書、4ページが支出報告書というふうに一連でなっております。</p> <p>7ページが団体名、東峰村ガールズで、こちらはバスハイクで50万というふうな見方となっております。</p> <p>続きまして、40ページをお願いいたします。</p> <p>40ページのほうには、プレミアム商品券の業種ごとの換金状況ということで、説明を求められておりましたので、これは、40ページは26年度を書いております。比較のために添付させていただいてございまして、42ページ、27年度のプレミアム付商品券、業種別換金集計表ということで、一般が、発行額6,000万円、未換金額が1万1,000円と、それから、その下段が業種とありまして、卸売業21万7,000円、右側がその分類で、酒類卸、その1つ下、小売業3,077万4,000円、JA農機具小売業という状況になっております。</p> <p>それから、一番そのページの下の方に、陶器専用ということで1,200万円、未換金残高11万7,000円ということの状況になっております。</p> <p>43ページをお願いします。</p> <p>43ページは、地域・地方のイベント助成ということで、210万円の支出明細を求められておりました。こちらのほうにつきましては、岩屋祭りに100万円、</p>

	<p>ほたる祭り助成という形で、以下明細のとおりでございます。</p> <p>44ページ、村外においての出展状況の資料の提出ということで、27年度村外開催の各種イベント等出展一覧ということで、1行目が27年5月3日に、福岡市城南区、区役所でどんたくのサテライト会場のJAと一緒に出展しております。</p> <p>それから、麒麟のポピーフェスタ、糸島市の伊都アグリですかね、ということで、JA宝珠山もしくは七窯土、ウィズプラスといった団体等と共同のですね、出展をしている状況にあります。</p> <p>農林観光課からは以上です。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	建設水道課関係につきましては、特段補足説明はございません。
委員長	教育課長
教育課長	教育課につきましても、補足説明はございません。
散 会	
委員長	<p>補足説明は、他にないようでしたら、これをもちまして、本日の審査は終了します。</p> <p>次の委員会、12日は、午前9時半から再開します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(13時53分)</p>

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

平成28年9月12日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成27年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

平成28年9月12日開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は10名です。</p> <p>定足数に達していますので、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	<p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>その前に、村長におきましては、水分補給が必要ということですので、飲料水の持ち込みを許可しております。</p>
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。</p> <p>最初に、総務課、議会関係の質疑を行いたいと思います。</p> <p>質疑の範囲は、決算書で行います。</p> <p>歳出のページのみ申し上げますが、歳入についてもその都度お願いします。</p> <p>決算書20ページの1款議会費から32ページ、監査委員会費までの総務課所管の費目55ページの9款消防費、67ページの12款公債費から74ページの財産に関する調書までです。</p> <p>質問がある方は、最初にページを指定して、質疑を行っていただきたいと思います。</p> <p>なお、質疑については、簡潔明瞭をお願いします。</p> <p>では、質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>8番 佐々木委員</p>
8 番	<p>ページはありません。</p> <p>職員研修について、まずお尋ねしたいと思います。</p> <p>一般質問の中でも同僚議員が職員の研修について、確か質問したかなと思いますが、27年度の職員研修で、階層別それから、その他のいろんな研修があったと思いますので、その研修がどのくらい行われて、その参加人員と研修内容がどうだったのか、お尋ねしたいと思います。</p>
委員 長	総務課長
総務課長	<p>まず、職員研修、福岡県市町村職員研修所で行われる職員研修では、毎年12、3名の職員が受講しております。</p> <p>昨年の実績について、人数をちょっと把握したものではありませんが、28年度についても14名を受講する計画ですので、概ね人数は変わらないところでございます。</p> <p>それから、村独自の職員研修といたしまして、去年は、ビジネスマナーについて2回、事務効率化について2回、それから法務研修について6回ですね、これは、添田町と合同で行っているものでございます。</p> <p>ビジネスマナーと事務効率化については、それぞれ2回ずつ行いましたので、全職員ですね、必ず受講するよにということで実施しております。以上でございます。</p>
委員 長	8番 佐々木委員
8 番	<p>研修について、もう1点だけお尋ねします。</p> <p>自主的な研修の参加ですが、1泊ないし2泊のスキルアップを含めての研修については、どのくらいの職員が参加したのか、尋ねたいと思います。</p> <p>それともう1点は、どういう研修があっているのかをちょっと概略的にそのことも尋ねたいと思います。</p>
委員 長	総務課長
総務課長	<p>自主研修につきましては、平成27年に要綱を定めて、それから、職員のほうに周知は行っておりますが、現在のところこの制度を利用された職員はおりません。まだです</p>

	ね、ぜひともですね、利用してもらって、自己啓発を進めていただきたいとは、総務課のほうでは思っております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>決算書の8ページですね、歳入の7款1項1目地方交付税の2節特別交付税について、お伺いしたいと思います。</p> <p>特別交付税についてなんですが、国から来ている部分で、項目というのは、なかなか明確でない部分というのが多いと思うんですけども、27年度から地域おこし協力隊であったり、地方交付税措置という部分の事業も行われておりますが、その辺の積算というのはある程度されているのでしょうか。</p>
委員長	古賀主査
総務課主査	<p>委員さんお尋ねの件につきましてですが、今お尋ねがございました地域おこし協力隊の算定につきましては、総務課ではなく企画政策課のほうで算定を行い、それを県のほうに提出している次第でございます。</p> <p>また、その他の要素につきましては、基礎となる資料それから市町村が要望を上げる資料、そちらのほうをもとに県のほうに提出いたしまして、それをもとに特別交付税、その年々の状況ですね、例えば災害があれば災害の分もある程度は加味するとか、そういったふうなことをやりまして、算定のほうが行われている次第でございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>地域おこし協力隊については、1つの例として出させていただいたんですが、いろいろ今、特別交付税措置というか、算定されるものという部分も、多々あっている部分もあるかと思うんですけども、その辺今の説明においては、担当課による部分、要は算定をしていることであるならば、村としてはこの一括の金額で来ている特別交付税について、要は合算した数字が、どう整合性を保たれているのか、整合性と言いますか、要は算定というか、特別交付税措置を申請したのが来ているのかというのは、どこの部署が担当になっているのでしょうか。</p>
委員長	古賀主査
総務課主査	<p>委員さんお尋ねの件なんですけれども、一部要素については、各担当課のほうで算定で基本的に大枠については総務課のほうで算定を行っている次第でございます。</p> <p>そしてそれが、入ってくる金額というのがですね、どの項目がいくら、どの項目がいくらというような積み上げではなく、総枠今回はいくら払い出しを行いますみたいな通知のほうで、こちらのほうに来まして、そちらで受け入れを行っている次第です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>総括で言うべきかもしれませんが、常任委員会あたりで、各課長さん、これは特別交付税算定措置でありますという部分で、おそらく入ってくるんでしょうぐらいの認識で説明されることが多々あるんですけども、それじゃ、ちょっと不安で、総務課としても一般的、概要的に考えられているか。その数字を見られているということであれば、若干その特別交付税措置というのはちゃんと大丈夫なのかなと思うところがあるんですが、ぜひ、意見であります、その辺の総括と言いますか、その部分をぜひ総務課のほうでも、しっかりと見ていただきたいなと思っております。以上です。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>委員お尋ねの特別交付税については、今、担当が申しましたように、具体的にですね、これについていくら、という計算が県のほうから示されるわけではございません。</p> <p>総枠でいくらということですが、地域おこし協力隊とかですね、普段説明で言っていますように、1人当たり400万と。そういった数字はですね、きちんと人数と金額を積算して、県のほうに資料として報告しております。</p> <p>当然そういったものについては、特別交付税で措置されているものと思っております。</p>

	<p>ろですが、それについてもですね、何人分だからいくらと、そういった通知が来るわけではございませんので、なかなか検証はしにくいところですが、落ち度のないようにですね、申請は行っていきたいと思っております。</p>
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>関連です。 今のことなんですが、各課が出す分と、その合計と、来た分の合計が若干違うということも結構あるわけですか。その辺りは。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>ちょっと繰り返しになりますけど、特別交付税はですね、いくらになるものかというのを、市町村で計算ができない制度になっているわけですね。県のほうが特別交付税で措置しますと。 何割措置されているものか、そういったものも把握できませんし、ですから、明らかにさっき言ったような、地域おこし協力隊のような1人当たり400万、そういった数字についてはですね、きちんとされているものと思っておりますし、あと、過疎の関係でもですね、そういった部分がいくつかあるもので、そういった制度を利用するときにはですね、間違いなく申請を年度内に行うように気をつけたいと思います。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>ページは21ページ、職員手当のところの一般職時間外勤務手当とあります。これは、先日いただいた資料に、他の課もありますけど、総務課にお尋ねしてよろしいですかね。 はい。 まず、企画政策課、4名で124万。特出をしとるのがですね、農林観光課、4名で254万。これ、単純に計算しますと、年間企画政策課で30万、農林観光課で1人60万、1カ月に直せば5万と2万5,000円です。 企画の場合はですね、地方創生の関係があったから致し方がないかなとは、少しは思いますけど。この農林観光課でこれだけの残業手当、時間外手当、これは大体どういふふうな、仕事は当然ちゃんとした仕事で行っているんでしょうけれども、あまりと特出しているのですよね、これは農林観光課ですので総務課に聞いていいのかどうか、ちょっと私のはっきり分かりませんが、もし答えられればですね、答えていただきたいと思っております。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>企画政策課につきましては、委員ご指摘のようにですね、地方創生の関係で、いろいろ事業を行うことで発生したものではございますが、農林観光課につきましても、従来の業務と、あと観光関係が増えたということで、時間外勤務手当が増えたということは、先日の農林観光課長からもですね、少し説明はございました。 それで、結局イベント関係、観光に関するイベント関係、これがやはり休日、土曜、日曜、そういったものに集中しております。 平日の時間外勤務手当は100分の125ということで、1.25倍になるわけですが、休日につきましては1.3倍、夜間になりますと1.6倍ということになりますので、割増率も高くなります。 そういったことで、それが一概の理由じゃありませんが、やはり観光業務の時間外というのが大半を占めるところでございます。以上です。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>確かにですね、業務があつてのことだろうとは思いますが。 ただ、私が見せてもらうとに、これは私の考えです。 例えば総務課、4名、26万7,000円と、住民税務課、5名、38万と、非常にこの辺が逆に少ないですね。</p>

	<p>これは村長にお伺いします。</p> <p>こういうふうには職員が、一方では時間外手当をたくさん貰っている。一方では少ないということですのでございますけれども、これは業務の中で、例えば課の中で、いろいろ異動とかで、そのときの要件に応じてですね、職員を動かすというふうには、そういうふうなことはできないのですかね。</p>
委員長	村長
村長	<p>今、委員、ご指摘のようにですね、課の中での分担は一応決まっておりますけれども、その課の中での協力体制、これについては、常々均一になるようにですね、課長のほうにはお願いをしているところです。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>であるならばですね、やはりこの農林観光課の4名の方にあまりにも集中するよりも、確かに総務課でも住民税務課でも、他の課も仕事はあるとは思いますが、なるべく残業しないでいいような体制というのか、そういったものも作り上げていってもらいたいなと思っておりますけど、いかがでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>委員、ご指摘のとおりですね、時間外につきましては、必要最小限に抑えることが適切でございますので、各課長にはですね、業務の配分と適切な時間配分。</p> <p>ただし、また逆にですね、職員に認められた有給休暇、夏季休暇、そういった部分を取ることを犠牲にしてまで勤務を行って、時間外を減らさない。そういった指導は行っておりませんが、できる限りですね、村の財政に圧迫をかけないように進めていきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>先ほど休日の勤務というのが、農林観光課には多いという話を伺っております。</p> <p>そこにおいて、休日勤務をされた場合、代休制度というのがあるかと思いますが、その代休というのはすべて消化されているのでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>祝日等についてはですね、代休が基本でございますが、どうしても勤務時間内ですら、代休を取れない場合については、もう本人の申請でですね、代休を希望しないと、そういった届けを出してもらって、時間外で対応することとなります。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>では、消化されていない代休というのが、どれぐらいの時間あるいは日数というのが、この27年度はあったのでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>消化されていない代休ではなくてですね、代休を基本的には設定しますが、その代休を取ることができないという申請をすればですね、時間外勤務手当で対応するということですので、そのまま代休が流れるものというわけではなくて、その代休は時間外手当で支払っているということになります。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>今、休日出勤で、本当の5時半以降の残業と、それから一般的なイベント関係の、休日出勤の場合は振替休日が一般的な取り扱いなんですけど、自治体の場合は、その休日出勤をした場合に、本人申請ではなく、もう何日に休みなさいというふうな指示、休日はやってないということなんですか。</p>
委員長	副村長
副村長	<p>基本的には代休を取るようにしまして、どうしてもその間、他の業務が多忙であったり、そういった場合は取ることができないとして、手当で支給するということとなります。</p>

委員長	7番 高倉委員
7番	<p>ページは56ページです。</p> <p>消防施設費のところでお伺いいたします。</p> <p>先日から同僚議員も消火栓とか防火用水とか、そういったものに対して尋ねておりました。</p> <p>私が言いたいのはですね、消火栓、これは私もこの議会で何度も言ってきたと思いますが、未だに消火栓ボックスの中にホースが1本しかない、筒口がない、これがあるんですよ。</p> <p>これはやはりちょっと、消防団員に頼んどるという話ではありますけれども、単純に私どもが地区になりますと、たった2人しかおりません。なかなか見回りもたいへんだらうと思います。</p> <p>これは一度行政のほうで点検とかできませんですかね。</p>
委員長	杉野主査
総務課主査	<p>高倉委員のほうからですね、毎回この委員会のほうでご指摘をいただいております。27年度のほうでですね、筒先それからスタンドパイプ等の購入を行わせていただいております。</p> <p>一応、その設置に関してはですね、なかなかちょっと設置ができておりませんでしたので、8月に各消火栓ですね、確認をさせていただいて、スタンドパイプそれから筒先等補充を行わせていただいているところです。</p> <p>まだ確認して回るとですね、ボックスが古いところとかですね、確かにホースがまだ2本とか、不足しているところもまだございますが、一応、概ねですね、今確認したところ、入っているものと思っております。</p> <p>また、この前の一般質問でも議員さんのほうから、金てこ等が入ってないというところもありましたので、その辺について、私のほうも回って、また消防団のほうでもですね、秋の火災予防週間等がありますので、そういった確認もですね、続けていきたいと考えております。以上です。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>主任、8月のいつ頃したんですかね。</p> <p>私が見たのが、8月の最終日曜日、道路環境美化の日に私は見たんですけど、そのときはまだ入ってなかったんですけど。その以後に入れてもらったんですかね。</p>
委員長	杉野主査
総務課主査	<p>すみません。日にちはですね、ちょっと今覚えてません。8月末だったと思います。河川愛護が確か8月の最週末でしたので、それ以降になるかと思えます。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>決算書の23ページですね、2款1項5目財産管理費の11節のペレット燃料費なんですけれども、昨年150万から27年度は3万8,000円に下がっているんですけども、また燃料費等が上がっているんですけど、この原因等を教えていただきたいと思えます。</p>
委員長	眞田課長補佐
総務課長補佐	<p>細かい数字についてですね、ちょっと即答できる分ではございませんが、実はペレットストーブにつきましては、小石原庁舎、宝珠山庁舎で一部稼働している関係で、当初学校等ですね、いずみ館等でも導入しておりました。</p> <p>ただ、この150万という数字を言われた分は、実際ちょっと精査して、後でお答えしたいと思えますが、実際稼働分がですね、減っているという関係で金額としては落ちているという形になります。</p> <p>燃料費につきましては、昨年の決算書で燃料費という形で上がっている金額がござい</p>

	<p>ませんでしたので、たぶんあまり変わらない部分だと思います。</p> <p>燃料費はガソリン代等の値段で左右されますので、変わってない部分だと思われま す。以上です。</p>
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	<p>決算書の67ページ、12款1項2目公債費の利子について、お伺いしたいと思います。</p> <p>利子の部分だけでも償還、27年で2,600万ほどしているかと思ひます。</p> <p>大体起債する際に、償還の方法として、最後のほうにですね、低利に借り換えするこ とができるという項目もあります。</p> <p>現在、すごい国債もマイナス金利となり、低金利の時代になっておりますが、そうい った借り換えということは、実際行われているのでしょうか。</p>
委員 長	古賀主査
総務課主査	<p>委員さん、お尋ねの件でございますが、ただ今本村につきましては、借入を行う場合 が、借入先というのが財務省の財政融資基金とか、それから郵便局の簡保のほうとかで すね、そういったところを基本的に借り入れを行っている次第でございますが、そち らにつきましては、借り入れたらそのまま返済までの固定の金利となっておりますの で、特段借り換えとか、そういった方法が取れるわけではございません。</p> <p>ちなみにですね、今現在につきましては、金利はたいへん低利なほうになっておりま すので、ここ数年で借り入れを行っている分につきましてはですね、今後またそういっ たことがありますも、借入等は行う必要はないかとは、今考えているところでござい ます。</p>
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	<p>別の質問にまいります。</p> <p>成果説明書のほうをお願いいたします。</p> <p>21ページ、村づくり基金事業費について、お伺いします。</p> <p>今回初年度ということで、6事業行われているかと思ひます。</p> <p>本当に様々な事業に活用をいただいていると思うんですけども、この規則にもあ るように、(1)協働による村づくり事業と(2)の地域コミュニティ活性化事業という 2種類があると思うんですけども。</p> <p>この中でもア、イ等いろんな取り組みについて規定がありますが、この記載されてい る今回のこの6事業について、どういう区分でこの事業、執り行われているのでしょ うか。</p>
委員 長	眞田課長補佐
総務課長補佐	<p>村づくり基金事業につきましては、平成27年度より取り組みを始めまして、委員さ ん言われましたとおり、昨年6件の申請があつております。</p> <p>事業につきましては、上段2カ所ですね、上福井の自主防災組織の育成、河川浚渫及 び井堰の修復、これにつきまして、この2件がですね、自主防災組織の育成という分類 でしております。</p> <p>あとの下の4つにつきましては、地域活性化からですね、上限30万という事業でで すね、項目が少し分かれています、基本的には安全・安心の村づくりと観光地域活性化 に資する事業という形で、採択をさせていただいているところです。以上です。</p>
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	<p>それと付け加えまして、採択交付金額の決定の過程について、お伺いしたいんですけ れども。</p> <p>今、総務課に提出、申請を行おうと思うんですけども、採択にあたるまでどういっ た過程で、庁内で検討、交付金額の決定まで至るか、その決定過程を教えてくださいま</p>

	すでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	この事業の採択につきましては、できるだけですね、事業実施を早めに取り組みたいということで、庁議の中でですね、庁議は毎月1日、15日を基本に行っておりますので、その庁議の際に、申請書と収支計算書、そういったものをコピーで付けまして、全課長並びに村長、副村長、教育長と、現在のところは11名で協議を行っております。基本的には全員一致でですね、この基準の採択に、今落ち着いているところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	今、総務課長、基本的に全員一致で採択をしているということですが、全員一致でなくても必要なことについては行っていくこともあるということでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	基本的にですね、過半数の賛成とか、そういった基準は定めておりません。やはり課長クラス全員がですね、この事業は適当だろうと、やはり全員が認める事業について、採択していくと、そういったことにしておりますので、事業内容についてですね、1回目の説明で足りなければですね、資料をもっと増やしてもらって、納得できるまで資料を増やすとかですね、そういうことも行っておりますので、必ずしも全員がOKというわけではございませんけど、できるだけそういう方向で採択しているところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	この村づくり基金事業自体は、住民の方の意欲によって、いろんな項目に活用していただきたいという部分をですね、当初の部分でも総務課長、大分説明をいただいた部分あったと思います。本当に幅広く、この基金の定義というかですね、使える部分というのが、本当にある部分があるのでですね、特に地域コミュニティでも、その他地域の活力を生み出すことに資する取り組みにあたれば、ある程度使えるのかなという部分もあるので、他の事業、他の課の事業にバッティングというかですね、これは村の他の事業でやるべき部分じゃないかなという部分も、若干思い当たる部分も中にはあるのかなという部分でございます。そういった部分の精査というのは、庁議の中で、若しくは担当課の方が持ち帰ってされているのでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	今の説明のですね、他の課の事業とだぶる分、例で言いますと、建設水道課のですね、原材料支給、そういった制度については、あくまでも生コン代とか砕石代とか、それだけですけど、この地域協働のほうでやればですね、出役した人たちの費用弁償、そういったものまで出せますので、村としてはですね、有利な方の制度を勧めております。ただ金額がですね、20万、30万と限度額がありますので、その額内で収まるのであれば、地域協働のほうを総務課としては勧めております。この事業についてはですね、できるだけですね、幅広く使ってもらいたいという気持ちもございますので、審査についてもですね、少し緩いと言っちゃなんですけど、できるだけ認める方向で考えているということも事実でございます。以上です。
委員長	10番 大蔵委員
10番	56ページ、9款1項3目消防施設費。防火水槽についての質問が、一般質問で数多くありまして、それについてちょっと言いたいんですが。今、地域からの要望があれば新設があつておるわけでございますけれども、今、村内

	<p>に無蓋の防火水槽、数多くあると思います。葉っぱがいっぱい入ったりとか、危険な場所がいっぱいあります。</p> <p>そういったところの更新、その耐用年数がまだ過ぎてないかもしれませんが、その辺りの更新とかは考えておるのでしょうか。</p>
委員長	杉野主査
総務課主査	<p>現在ですね、言われてあるように、蓋のない防火水槽、まだ結構あります。</p> <p>それで、優先順位とかですね、防火水槽の更新基準の中に、蓋のないものについてもですね、優先度の高い分で上げておりますが、今のところ計画的にですね、ここを更新するということとはございませぬけども、当然老朽化したり水漏れしたりとかいうところについてはですね、優先度の高い形での更新ということで、基本的には考えているところです。</p>
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>今新設する場合は、もう工場からできたようなタンクローリーみたいなものを持って来てから、埋めているというか、そういった感じですけど、今ある無蓋の水槽は、結構狭いですね。</p> <p>そういったところにそういうのを持って来るのか、また地元の業者を使って、何ですかね、型枠でからつくるのか。そういった方向は、大体私が思うに、地元の業者を使って、その型枠でつくればですね、地元も潤うしと思いますが、どんな方向でやっていくのかは考えておりますかね。</p>
委員長	杉野主査
総務課主査	<p>防火水槽の選定につきましては、平成20年以降につきましては、ご指摘のように2次製品型のもので、埋設型のタンクを採用しているところです。</p> <p>これにつきましては、一番大きいところは耐震性ですね。いわゆる地震に耐えるものということで、これがすでに認定されておること。</p> <p>それとあと、工期の短縮と言いますか、掘ってですね、単純に埋めるという形ですね、2次製品型ですので、それで工期の短縮による経費削減とかですね、そういったのを見込んで、現在は2次製品型のもので採用しているところです。</p> <p>今ある無蓋のところにつきましては、確かに小さいところが多いです。今、防火水槽は、基本的には40t以上ということが基準に定められておりますので、当然更新することになれば、場所の選定からですね、適するかどうかということも出てきますので、その辺は状況に応じてということになると思いますが、基本的には現在2次製品型の耐震性の貯水槽を採用しているという状況です。</p>
委員長	<p>総務課の質疑はよろしいですか。</p> <p>3番 梶原委員</p>
3番	<p>先ほどの地域協働の村づくり基金事業なんですが、限度額が30万ということになっておりますけども、仮にですね、例えばメーター数が、特に農業の農水路の補修によって、一般の土木事業に採択されないという場合、この地域協働村づくりでやるとしてですね、仮に200mぐらいあって、とてもじゃないけど30万じゃ終わらないという場合にはですね、これは年度にまたがって、例えば今年30万使って、また30万というふうにしても、それは可能なかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	眞田課長補佐
総務課長補佐	<p>先ほどの委員さんの質問でございますが、その件で、水路に関しまして言えば、一度説明したかとは思いますが、農業用水路というのは、基本的に地域協働の村づくりではできませんという話をして、ただ、例えば農作業とか田植えとかのイベントをするときに、どうしても水量をこの時期に絶対必要な、確保しなければいけないというイベント等ですね、地域活性化の目的があって、そのためのものを設置するというものであれば</p>

	<p>該当するか、それはもう庁議の採択次第なんですけど、の方向で、やっぱり地域としての課題の解決のための事業を持って来てくださいという形で言っております。</p> <p>ただ事業的に、例えばどうしても延長が、遊歩道関係とかですね、周回路とかの関係で延長が長い場合については、同一事業に関して3カ年を限度で、申請という形はできるようにはなっておりますので、その辺は地域の課題と優先度、知恵の出し方等ですね、先ほど申しましたが、3年にわたっての分については、制度上認めているという形でなっております。以上です。</p>
委員長 6番	6番 梶原委員
委員長 6番	<p>ページはないんですけど、消火栓のですね、位置を表示するマークを消防団員の方が付けていただいたんですが、もう消えてしまってですね、全然分からないところがいっぱいありますので、この辺りもう一度、計画的にですね、そういったマークを付けていただくと、ほんといいんですけど、その辺りいかがでしょうか。</p>
委員長 総務課主査	杉野主査
委員長 6番	<p>消火栓の標示につきましては、消防団員のほうですね、秋の火災予防週間を基本的にはですね、ペイントをやっているところです。</p> <p>よく車が通るところとかですね、やはり消えやすい場所もございますので、春の火災予防週間中にもお願いはしているところですけども、ちょっと不備のところもあるかもしれませんので、再度幹部会等で、また消防団員に協力も呼び掛けていきたいと思っております。</p>
委員長 6番	6番 梶原委員
委員長 6番	<p>今、主任から回答がありましたけども、もう1つですね、地区の中でこういった消火栓の位置、こういったものを知らせるためにですね、区長あたりにこの前聞いたんですけど、私は分かりませんぐらいの話ですから。</p> <p>やっぱりその辺りを、消防関係の団員さんもいらっしゃいますから、やっぱり区の中で消火栓はここにあるというのを知らせておかないと、いざという場合には、全く機能しないということもありますので、その辺りを考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
委員長 総務課主査	杉野主査
委員長 総務課主査	<p>消火栓の取り扱いについてはですね、先駆的に、例えば栗松地区ですけども、こちらは防災訓練が終わった後にですね、住民の方それから消防団員の方で点検をしたりということも聞いております。</p> <p>それから上福井地区につきましても、昨年ですね、防災訓練を独自で行ったあとにですね、消防団員、消防署と連携して取り扱いの説明をしたとかですね。</p> <p>今伺っているところは、また3分団の管内でもですね、OB団員を昨年作りましたので、OB団員さんと一緒にですね、確認をするということも聞いておりますので、消防団のほうでも話し合いをして、区長会等でもですね、そういう先駆的に取り組んでいるところとかを紹介しながらですね、皆さんが分かるような取り組みも考えていきたいと思えます。</p>
委員長	総務課の質疑がなければ、次の企画課に移ります。
休憩	
委員長	10時18分まで休憩します。
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
委員長	(10時17分)
委員長	企画政策課のページは、決算書22ページ、2款1項2目文書広報費から、29ペー

	<p>ジ、30目まち・ひと・しごと創生事業費まで、50ページ、7款1項1目商工振興費から51ページ、2項1目観光事業費までの企画政策課所管の費目です。</p> <p>では、企画政策課の質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>事項別明細書の27ページ、2款1項26目地域活性化住宅整備事業費についてです。</p> <p>建設にあたっては建設水道課ではありますが、この企画にあたっては企画政策課があたっていましたので、お聞きしたいと思います。</p> <p>当初の目的では、定住人口を増やすということが、大きなこの定住促進住宅、地域活性化住宅だったかと思います。</p> <p>そこで、現在入居された方、村外から移住された方が何世帯、そして何名いらっしゃったか、答えていただけますでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	定住住宅のほうにですね、新たに東峰村のほうに来られた方は、3世帯5人でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>その内訳をお聞きしてよろしいでしょうか。</p> <p>単身用と家族用、ファミリー用があったかと思いますが、その3世帯の方はどういった構成で入られていますでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	そこの辺りのところまでの資料がございませんけど、確か単身が2で、家族が1だったと記憶しておりますけれども、もし正確なものが必要であれば、いいですか。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>この当初の目的を再度言いますが、定住人口を増やすということを目的に、村長も強く希望されて、この事業を行ったかと思います。</p> <p>結果的に村内の方も、流出防止というわけではございませんが、入る形で、今回全て入居されているかと思います。</p> <p>これまでかなり長い間協議を続けて、この住宅建設に至ったかと思うんですけども、村長、その中でも、全員協議会の中で2回ほどですね、私のほうには、もうすでに家族用4件ほど話が来ているとか、そういった話もございましたが、結果、蓋を開ければファミリー用が1世帯という話でもありました。</p> <p>村長として、総括、この、今回活性化住宅を行ったことによって、定住人口が増える、その3世帯分増えてはおりますが、その辺のご意見をお聞かせいただけますでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>やはり計画と結果論というのは、今、委員おっしゃるとおりですね、なかなか思い通りにはいかなかったというのが、正直な私の意見です。</p> <p>私のほうも3軒ぐらいは来ますよという話をさせていただいておりましたけれども、実際その段階になりますと、叶わなかったという事実はございます。</p> <p>いずれにいたしましても、村外からの入居というのは希望しておったわけでございますけれども、村内の方の希望等も、これはやはり無視するわけにはいきませんので、現状はそういった方になっておるといことです。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>続けて村長にお伺いしますが、今回の活性化住宅建設、そしてその入居もされたということを受けて、今後の地域活性化住宅、あの用地にはまだスペースもございますが、そういった部分でお考えというのは、どのようにされてますでしょうか。</p>

委員長	村長
村長	<p>まだ、確かに余分がですね、の土地は余っておりますので、あそこに3、4戸ぐらいは世帯住宅でも建つんじゃないかと思っております。</p> <p>しかしながら今回、大字小石原のほうですね、ダム絡みの10戸はつくりますので、そういった形で村内の方がすべて入るのかどうか、将来的には分かりませんが、そういったところもあるので、もうちょっとその状況を見てですね、今後の活性化住宅等は考えていきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>少し気になる部分がありまして、この27年度に移住プロモーションビデオを作成しているかと思えます。その中にも地域活性化住宅の紹介のコーナーがあるかと思うんですが、その中で、テロップの中でですね、2LDKとワンルームの2種類、今後住宅を増やしていく予定という部分が、テロップで出ておりました。</p> <p>私も見た瞬間に、いつの間に増やしていくことになっているのかなという部分も思ったのですが、その辺はどういった意味合いで、このテロップを付けられたのかなというところを、ご説明いただけますでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>そのテロップを私、まだ確認していないんですけども、つくったときに、もうこれで終わりではなくて、先ほど村長も申したように、引き続き住宅をつくって、そういう何と言いますか、政策的には、直接的に村外の方に入っていただくような政策を行うという延長線上の中で出てきた話かなと、ちょっと思っているところです。</p> <p>確実にそこに同じようにまたつくると、いうようなことではなかったのではないかなと思っているところです。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>私もこの説明と移住プロモーションビデオ、とてもよくできている部分があつて、これを見たら、すぐく住宅が建って、この後この良い住宅に住めるのかなという期待感を持ってしまうところもあります。</p> <p>ただ、今、村長の答弁の中でも、今後についてはまだ検討していく余地というかなですね、その部分言及されていますので、そういった部分をぜひ慎重に移住者のほうに向けて、そのプロモーションをしていただきたいなと思うところです。</p>
委員長	<p>他にご質問は。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>ちょっと関連する質問になりますが、どの予算になるか、ちょっとお尋ねしたいところです。</p> <p>昨年から今年に入ってから分かりませんが、結構ドローンを飛ばされて、村内の空撮を役場のほう主導ですか、撮影されているかと思えます。</p> <p>そういった費用は、27年度決算のほうには上がっているのでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>昨年からドローンによる空撮を何回かさせていただいているようでございますけれども、これにつきましては、デモということで、お金がかかっていないというようなことでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>今年度の竹の火祭りにおいても、ドローン、同じ業者が飛ばされていたかと思えます。</p> <p>そういった部分も今後撮影費用、すぐく東峰村のプロモーションにおいて良い空撮だなとは思いますが、その辺の費用というのは発生しないのでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>いつまでもデモでお願いするわけにはいきませんので、今年、28年度については</p>

	<p>ですね、予算をいくらか組んでいるようでございますし、担当課の気持ちとしてはですね、来年29年度においては、1台ぐらいドローンがあってもいいんじゃないかなという思いはあります。</p> <p>最終的には計上できるかどうか分かりませんが、今、空撮したものは非常に訴求力が高いというのがございますので、企画政策課としては、こういったものはどんどん活用していったらいいのかなと思っていますところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>せっかくいい映像を撮っていただいているので、あまり疑義を挟みたくはないんですけども、村長の私的な、澁谷博昭村長 Facebook をよく見させていただいているんですけども。</p> <p>6月12日、少し気になる書き込みがございまして、このドローンエモーションというところの企業さんの書き込みをシェアされていたんですけども、出来上がった動画につきましては、澁谷博昭村長 Facebook ページに公開しますということを書かれています。</p> <p>1回村長もアップに失敗して、7月7日にその動画がアップされているんですけども、私の記憶しているところ、議事録を調べればすぐ分かりますが、26年の12月ですかね、一般質問で、村長は、その Facebook は公的な Facebook ページですか、と質問して、「いえ、私的なものです」という回答をいただいております。</p> <p>先ほどの課長の説明の際に、このドローン撮影の費用については、一応予算のことを付けているということ聞いておりました。</p> <p>そこで、その動画自体がですね、村長の Facebook ページに直接アップされることというのは、その事業成果についての私的利用が一番にされているということは、予算の使い道にとっては不適切ではないかなと思われるんですが。その辺はいかがでしょう。</p>
委員長	<p>質問は村長でいいですか。答えは。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>村長</p>
村長	後でですね、お調べをして、お答えをさせていただきたいと思います。
委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	できれば早い、今会議中の回答を求めます。
委員長	<p>他にありませんか。</p> <p>では、次の農林観光課に移ります。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時31分)</p>
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時32分)</p>
委員長	<p>農林観光課のページをお知らせします。</p> <p>決算書24ページ、2款1項6目企画振興対策費から、28ページ、30目まち・ひと・しごと創生事業費、44ページ、6款1項1目農業委員会費から49ページ、8目荒廃森林再生事業まで、50ページ、7款1項1目商工振興費から、52ページ、5目森林自然公園管理費までの農林観光課所管の費目までです。</p> <p>農林観光課の質疑はありませんか。</p> <p>6番 梶原委員</p>
6番	<p>決算書ですね、45ページ、6款1項3目の19節で、県畜産会負担金5万円が支払われていますが、村に畜産をされている方がいらっしやるんですかね。</p>

委員 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>現在、村内在住での畜産を行っている方はいらっしゃいませんが、以前畜舎と言いますかね、牛舎と申しますか、そういった施設が村内に何カ所か残存しております。</p> <p>この施設を利用した村外の方が、親族か関係者の方がですね、その施設を借りて、牛の飼育、畜産を行っておると。</p> <p>村内在住によつての畜産の負担金ということではございませんで、その地域で行われている場合は、その地域の市町村が負担金を払うという制度になっておりますので、そういう形となっております。</p>
委員 長	1 番 柳瀬委員
1 番	成果説明書の43ページの7款1項1目東峰村創業塾に関してですけれども、これの参加者人数とですね、事業実施にあつての効果等をお伺いしたいと思います。
委員 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>昨年度2日間にかけて行っております。</p> <p>手元にその参加人数等の資料がございませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思います。</p> <p>それから、その効果につきましては、引き続きフォローアップの予算を確保しておりますので、これから効果が表れるよう期待しているところでございます。</p>
委員 長	6 番 梶原委員
6 番	成果説明書の38ページ、6款1項1目の農業委員会費の中でですね、耕作放棄地の全体調査がなされているんですが、この面積等はどのくらいになっているのでしょうか。
委員 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>すみません。こちらについても手元に資料がございませんので、後ほどお配りさせていただきたいと思います。</p> <p>12月ぐらいにですね、農業委員全員で、大きく言いますと、大字ごとに分かれて、現地を回つて、その耕作放棄地の状況、ランク付けを行つて評価して、それを集計しております。後ほどお知らせさせていただきます。</p>
委員 長	7 番 高倉委員
7 番	<p>45ページ、工事請負費及び、その下、もう1つ下の、農村環境整備事業のところの畦畔工事、保護工事がありますね。これについて、ちょっとお伺いします。</p> <p>先日いただきました資料を見えますとですね、ちょっと自分がひよつとしたら間違つておるかもしれませんけど、間違つたら指摘してください。</p> <p>予算額、予定価格、請負金額とありますね。</p> <p>それで、請負金額の下に変更額というのがあります。これは最終的に、この下の変更額を支払つたということですかね。</p>
委員 長	城課長補佐
農林観光課長補佐	そうですね、変更額で、最終的にお支払いをしたということでございます。
委員 長	7 番 高倉委員
7 番	<p>ということですね、非常に最初の予算額と請負金額と変更額、これがものすごく金額が200万、150万、110万、こんなに違つているんですね。</p> <p>これは、どういう経過でこのように、その金額が増えているのかを教えてください。</p>
委員 長	城課長補佐
農林観光課長補佐	<p>まずですね、当初発注の際には、標準的な岩面と言いますか、石があつて、残り何センチだけという部分で設計なり発注をいたします。</p> <p>実際現場に応じてですね、現場自体が石よりもコンクリート圧が厚かつたりとか、そういうのがほとんどでございまして、最終的にその現場の状況に合わせた変更で、そ</p>

	ういった形の増額になっております。
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>ということはですね、そこの設計、最初の見積額、予定価格というんですかね、それが最初から違つとったというふうに考えられますよね。</p> <p>だからそういうのは、今後やはり同じように、こういうふうなやり方を続けていくんですかね。</p> <p>これを見ただけでは、ちょっとあまりにも金額がバラバラすぎますのでですね、もう少し正確、正確というの、職員さんもなかなか難しいかもしれませんが、やはりこんなに金額が違つたら、ちょっと問題あるかなと、私は考えておりましたので、ちょっと質問させていただきましたけどですね。</p> <p>今後はあんまり、10万単位ぐらいだったらですね、そんなにはないと思いますけど、やはり200万、150万単位になるとですね、ちょっとこれを見ると、納得ができない部分が出てきましたので、質問させていただきました。</p> <p>今後どのように、担当課それと業者さんですね、していくのかを、なるべくこういった金額の差のないようにしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>課長補佐が説明のとおりですね、当初の設計といたしましては、延長と高さ等の数量から現場の状況を見て、判断しているところでございますが、工事の発注後に、現場が、発注者側として想定した地形でなかったり、掘削したときの補強の度合いがですね、やはり基本的に異なるケースが多々あります。</p> <p>掘ってみないと分からないというわけではございませんが、そうした現場の状況に応じて変更という形で対応させていただいております。</p> <p>やはり発注して完成までに、そうしたその後に不備のないようにですね、管理していくという形で変更というものが生じてまいります。</p> <p>できるだけ調査をですね、きちんとやった上で発注はしていきたいと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>私はですね、この工事の関係の質問を先にしたいと思います。</p> <p>そうすると畦畔工事の場合は、本来は決められた工事の中で、何か受益者負担が出てきますよね。しかし、現場サイドにおいて、仮に工事金額が変更になってくると、今度は逆に受益者というか、工事を依頼したほうですが、単価というか全体的な金額が変わってきますが。そうなってくると、最初に示した金額と今度は違ってきて、農家のほうですね、これは、畦畔ですから、困るんじゃないかなという思いがするんですけどね。</p> <p>ですから、現場、現場でやられると、現場サイドの場合で、これは駄目ですよという、工事をする方の会社から言われてしまうと、じゃあ、変えましょうと言ってしまうと、そこにチェック機能は利いたのか、というふうな問題が生じると思うんですが、その点はどんなふうになっていますか。</p>
委員長	城課長補佐
農林観光課長補佐	<p>確かに委員さんおっしゃられるようにですね、当初示した金額と変更があれば、当然その分が高くなるということですね、当初の段階で地権者の方には、あくまでも最初は目安でございます。というですね、説明はさせていただいておりますし、現場の状況を見てですね、変更がある際は、そういった田んぼの地権者あたりにもですね、理解を求めながら、今後もですね、そういった形で進めてまいりたいと考えております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ちょっとしつこいようですが、田んぼですね、田んぼの畦ですね、畦畔だから。そこには石があるかないかの問題ぐらいじゃないんですかね。</p> <p>畦コンクリートする場合、確かに下に砂利とか石とかないと、それが今度は波打った</p>

	<p>りして、最後の出来高が非常に不具合ができるということは、過去ありましたよね、そういう例が、もう。</p> <p>ですから工事をするときに、その畦の下にきちんとした石があるかないかによっては、もちろん積載、石を持って来るとかが変わってくるでしょうけど、しかし、それで工事単価がいろいろと変化をするとなってくると、畦コンクリートを受注する人も、これは大変なことになるんじゃないですかね。</p> <p>良いものをつくってほしいという思いは確かにありますので、そのこのところの、何と言いますかね、整合性というか、その辺でいくと、今の答弁でいくと、やっぱりそういうことはもうあるから、どうしようもありませんと、いうふうな形になってしまうんですかね、これは。</p>
委員長	城課長補佐
農林観光課補佐	<p>そうですね、一番の具体例として多いのが、こちらの基準的な設計としましては、田んぼの上から15cm、盤の部分が15cm、盤下が15cmの45センチを標準としております。</p> <p>現在の田んぼですと、畦畔の高さが1枚で違うというのが結構多いんですよ。ですから、上にかかる厚みを当然レベルに合わせますので、その辺での変更という部分が多ございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	この畦畔の工事の関係とはちょっと、関連はあるんですが、農林観光課のほうで、27年度に公共的な工事の発注の件数なんですが、大体何件を出して、そのうち95%以上の落札のあった工事というのは、何件あったのか、尋ねたいと思います。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先日配布の27年度工事請負契約調書、100万円以上というものがございまして、この100万円以上のものでございまして、ここで11件ございまして、報告という形をさせていただきます。</p> <p>そのうち3分の2が95%以上ですね、だから8件が95%を超えている状態です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>なぜ、この落札率の問題を農林観光課、あるいは建設水道課もこれからありますが、尋ねるかというのと、先日の西日本新聞に、やはり95%以上の落札率については、競争原理が働いてないんじゃないかというふうな、新聞報道もありました。</p> <p>やっぱりそういうところで東峰村、もちろんこの事業に参加する事業というのは少ないかもしれませんが、やはり99、98、ほとんど100に近い受注だろうというふうに、この調書の中では見られますので、競争原理がいいのかどうかは別として、この入札が適正、あるいは工事が適正に行われているのかどうか、再度担当部署に尋ねます。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先日のですね、西日本新聞に報道されておりました、そういう町のほうのですね、状況の資料によりますと、予定価格を公表していたと、すべてですね。</p> <p>予定価格と言いますが、それを同額若しくは下回れば落札ということになりますので、言い換えれば、契約の上限額というようなふうな解釈もできるかと思えます。</p> <p>そうした中で競争原理が働くのかという内容の新聞記事だと思います。</p> <p>東峰村におきましては、そうした公表を行っておりませんので、仕様書に基づく数量によって、業者が積算するということになります。</p> <p>土木工事がもうほとんどでございまして、一部建築工事と森林組合への森林整備の業務もございまして、土木工事に至りましては、建設部物価、経済調査等の民間のほうですね、で、ほぼその資材につきまして、若しくは歩掛りは、ほぼ公表され、共有された</p>

	<p>情報の中で積算をしていくと。</p> <p>諸経費率につきましても、その工事原価等が積算できるような社会的にこれ共有された現状にあると思います。</p> <p>ですので、予定価格なり設計額は、そうした資料をきちんと見れば、ほぼ100%に近いというような形になります。</p> <p>ただ、建築工事につきましても、見積りを取る率が多くなってまいりますので、そうした中でばらつきが生じて、応札額に多少の変動があるという状況にあります。</p> <p>結論から申しますと、そうした数量等を基にですね、適正な発注形態を村としては取っていると思われまます。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>畦畔工事の関連で質問しますが、現在、役場のほうで、この工事が始まる前に、村のほうで現地を見に行っているのでしょうか。</p> <p>以前がですね、これは防護柵の関係で、初年度は役場のほうから調査があつて、きちんと面積とかそういうのを測られていましたけど、2年目からかな、全然見ないで、地図上でメーターを測ってやっていたと、私は思うんですが。</p> <p>畦畔関係でですね、現地に行って調査をしているのか、してないのか、その辺りどうですか。</p>
委員長	城課長補佐
農林観光課補佐	畦畔につきましてですね、現地に行って杭を立てて、ここは何カ所の何番という形でですね、現地で測量等を行っております。
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>45ページの6款1項4目農業振興対策費、この中のふるさと便があります。これは何回か、今まで質問したことがあると思いますが、ふるさと納税の返礼品とともに、これは商工会に委託しているんですかね。</p> <p>その中で、やはり優良な農産物を作る上でも、こういったふるさと便の中に入れて送る。または村の情報発信のためにも、このふるさと便というのは非常に有効かなと思っておるわけですが、ややもすれば縮小気味という部分もありまして、これについて、農林観光課の中で宣伝とか、そういったことはやっておるのでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>こちらの業務につきましては、商工会に委託して、委員会組織で協議の上ですね、進められております。</p> <p>その中において、その広報活動についてはですね、ホームページで紹介されていたと思います。</p> <p>申し訳ありません。具体的なですね、広報の方法を、ちょっと把握しておりません。またご報告させていただきたいと思ひます。</p>
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>先ほども言いましたように、縮小気味の部分があると思うんですね。</p> <p>せつかくならこういったものをどんどん増やしていく方向でいけばいいかなと思ひますので、商工会とともに連絡を密に取っていただきまして、そこ辺の部分ですね、販路を広げる方向でですね、もっていつていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	決算書の51ページですね、7款商工費、2項1目の13節の委託料のライトアップ業務委託料についてですけれども、昨年の実施回数等を教えていただきたいと思ひます。実施回数というか、月でもいいですけれど。
委員長	泉主査

農林観光課主査	<p>昨年度のめがね橋のライトアップですけれども、期間としては12月の第1の土曜日から翌年の28年の1月4日までとなっております。</p> <p>毎年12月の第1土曜日から1月4日までということで、約1カ月間行っております。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>ライトアップに関してですね、結構村外の方も見に来られているという話をよく聞かれましたけれども、火祭りのときとかですね、ときにも、そういった祭りの帰りだとか行きだとかにですね、ライトアップしてはどうかという声を聞かれましたけれども、そういったことというのは可能なのでしょうか。</p>
委員長	泉主査
農林観光課主査	<p>昨年度はですね、JRウォーキングのときのほたるウォーキングのときにですね、めがね橋のライトアップを1日限りで行っております。</p> <p>そういうふうに他のイベントとですね、併せて行うようなライトアップをですね、要望がありましたので行うようになったんですけれども、本年度に関しては、ちょっと中止になっております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>成果説明書の24ページ、2款1項28目地域おこし支援事業費、地域おこし関連ビデオ作成委託料、135万上がっておりますが、これは、一体どういったビデオの内容でしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>こちらにつきましては、東峰テレビのほうに委託しました観光ビデオの作成料となっております。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時55分)</p>
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時57分)</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先ほどの答弁、ちょっと不備な部分がありました。</p> <p>その内容は一緒ですが、東峰テレビに委託して、季節それから植物、観光地ですね、大きく3つの部門に分かれて構成されたものでございます。</p> <p>内容は、先日の福岡のほうでですね、上映会も行っておった成果品でございますが、これは地域おこし協力隊と一緒に取材のもとに行ったということで、出演したり協力隊が主体的に関わってというか、呼び込むためのものではございませんで、観光のビデオを協力隊と一緒に作ったという趣旨のものでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>そのビデオを見る限り、なかなか協力隊が関わった部分、あんまりよく分からなかったもので、その関わられた隊員というのは、観光情報発信担当の隊員だったのでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>施設ごとであったり、そういう時期によってですね、取材を行ったということで、その業務に関わる隊員のほうが、全部とは申しませんが、関わっておったということでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>もう少しその隊員がどういうふうに関わったのか。</p> <p>これを言いますのが、結局、この地域おこし支援事業自体は、地域おこし協力隊の活動費からおそらく充てられているかと思えます。</p> <p>その部分がやはり地域おこし協力隊が主体的に行っていないと、この事業費の扱い</p>

	方、特に委託をしておりますので、適切な支出に当たるのかなと疑問を呈しますが、もう一度説明をお願いします。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	納品された成果物をご覧にいただけただかと思いますが、そのうちの一部はプロのですね、映画監督と言いますか、そういう業種の方もその一片を担っております。 その観光ビデオのですね、映像につきましては、プロと言いますか、プリズムはプロであります、その方、それから隊員のほうで取材したビデオ映像をですね、構成したというような形です。
委員長	5番 高橋委員
5番	もう一度お尋ねします。 そのビデオ作成にあたって、地域おこし協力隊がどのように関わったのでしょうか。その詳細。 映画監督が関わっていると、別にそれは委託先の話なんでですね、委託する際にあたって、委託先と地域おこし協力隊がどのように関わって、この事業が行われたのか、お尋ねします。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	地域おこし協力隊が関わった部分は、その映像の部分部分の取材という形でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	結局、その担当していた隊員というのは、もう今現在、東峰村ではおりませんということだと思っておりますが、この出来上がったビデオ、なんか地域おこし協力隊が活用していくというよりは、また違った形で活用というか、方向を変えているかと思うんですが、この地域おこし関連ビデオ、どういうふうに担当課としては、地域おこし協力隊の活動費でこれを作っておりますので、どういうふうに地域おこし協力隊と絡めて使っていくのでしょうか。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	このビデオの目的が、東峰村の紹介、観光ビデオということでございますので、地域おこし協力隊が作った、そこをアピールする部分もあるかもしれませんが、目的が東峰村の観光、季節の紹介というようなことでございますので、そういった施設や出展のときにそういったビジョンがあれば、そういった映像を上映するという形で、観光PRとしては使わせていただきたいと思っております。 地域おこし協力隊の成果としての活動状況なり、地域おこし協力隊がというふうに、出すべき内容ではなかったと思っておりますので、そうした催事等に利用していきたいと思っております。
委員長	5番 高橋委員
5番	この地域おこし協力隊の活動費というのは、ある程度自由を認められているかと思いますが、担当課で地域おこし協力隊がどうのこうのというビデオではないにして、地域おこし協力隊が主体的に予算をどう使っていくかというのが、この活動費のすべてだと思っております、せつかくこの地域おこし協力隊の活動費を使っておりますので、やはりその地域おこし協力隊に関する部分を外れていくと、やはり地域おこし協力隊の活動費は何に使ってもいいのかなというふうにも感じます。 それを感じるのは、地域おこし協力隊の使用車両についても、今、全職員が乗れるようになってたりしますよね。 そういった部分で、活動費の使用の範囲が、ある程度やはり協力隊の意思、主体性を持ってやはり活用されるべきではないかなというところで、もし答弁ありましたらお願いいたします。

委員 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>委員のご指摘のとおりですね、この活動費というのは、やはり地域おこし協力隊が主体として活動する。もしくはこれから最長3年間に於いての、その後のですね、起業もしくは定住するための活動費として、幅広く利用が認められているというふうに思っております。</p> <p>そうした中で、その活動費につきましては、先ほどのとおり、を基にですね、基本に使用、支出していきたいと思っております。</p>
休 憩	
委員 長	<p>よろしいですか。</p> <p>他になければ、11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時06分)</p>
再 開	
委員 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時15分)</p>
委員 長	総務課長
総務課長	<p>すみません。途中で失礼いたしますが、先ほどの総務課の質疑の中で、回答を1件保留しておりましたので、その件について、先に回答させていただきたいと思っております。</p> <p>内容は、決算書23ページの財産管理費です。</p> <p>財産管理費の中でペレット燃料費について、1番 柳瀬委員より質問がございました件について、ご説明したいと思います。</p> <p>今回、この決算書のほうでは、ペレット燃料費3万8,880円と燃料費139万3,331円と記されております。</p> <p>昨年の決算書では、ペレット燃料費ということで150万7,049円計上されていたわけですが、昨年の決算書のほうが誤りでございまして、昨年の決算書のこの内訳を見ますと、ペレットが7万7,760円、ガソリン代等の燃料費が142万9,289円ということで、昨年と比較いたしますと、ペレットについては、約半分ほどに減っております。</p> <p>燃料費については、ほぼ横ばいの数字でございます。以上です。</p>
委員 長	<p>では、住民税務課のページ数を言います。</p> <p>決算書25ページ、2款1項10目土地対策費から43ページ、10目公害対策費までの住民税務課所管の費目です。</p> <p>住民税務課の質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木委員</p>
8 番	<p>成果表のほうでいきたいと思っております。</p> <p>成果表の10ページ、歳入のところの、不納欠損ですね。</p> <p>金額的に大きい小さいの問題ではないと思っておりますので、この再三努力はされておりますが、一番やっぱり引かかるのは、5年間の時効というふうな文言ですね。</p> <p>ですから、どうしてもそこでいくらかかなりの納税をしてもらえれば、5年間の時効にはかからなかったのではないかというような考えがあるわけですが、特に言えば固定資産税のところが少し大きいかなという思いがありますので、ここのところの説明をですね、もう1回お願いしたいと思っております。</p>
委員 長	伊藤課長補佐
住民税務課長補佐	<p>不納欠損につきましてですが、預金調査等を行っていきまして、差し押さえ物件もなく、納税相談等も行っているんですけども、中には納税相談にも応じられない方もいらっしゃるやまして、分納誓約を取っていても、なかなか履行できない方もいらっしゃるやまして、金額を毎月持って来てある方もいらっしゃるんですけど、なかなか金額が少なくなくて、全部</p>

	<p>の税金に充てるということではできなくて、5年間の時効ということになっているような状況です。</p> <p>中には会社の倒産等もありまして、時効を迎えたところもありますし、行き先が不明になってしまって、転居先不明で滞納者を見つけることができなくて、そのまま5年間経過ということもあります。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>再度お尋ねになるんですが、この5年間の時効というのは、例えば固定資産税を仮に取りますと、いくら納めれば時効が中断になるのかと。10円、100円、いろんな貨幣の金額がありますが、一般的にはどの程度納めていただければ、時効の中断というのは成立するのか、お尋ねします。</p>
委員長	伊藤課長補佐
住民税務課長補佐	<p>金額、ちょっと勉強不足で申しわけありませんが、金額がいくらということを明記しているのは、ちょっとはっきりと分かりませんが、千円単位ぐらいで振り分けたりはしております。現在のところは。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>一般的には千円単位とかがそういうふうになるんでしょうね。</p> <p>それと、そういうことになりますと、ここに出ている46万8,400円の不納欠損については、やはり納税をしていただくような経過にまったくならなかったと、いうふうにごとで理解をしておいてよろしいでしょうか。</p> <p>結局どう言いますか、納税を、何とか納められる状態にありながら、納税をしないのか、本当にこれはどうしようもない、村から出て行かれたとか、もういろんな条件によって、納税をするような余裕も何もないというような状況だったのかだけ、もう1回だけお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	伊藤課長補佐
住民税務課長補佐	<p>先ほどの佐々木委員さんのお尋ねですが、転居先不明という方もいらっしゃいますし、預金調査等をしまして、どこを探してもやっぱり何もないという状況の方もいらっしゃいまして、お話をすることもできないこともありますし、今後ともまた一層預金調査等、財産調査等に力を入れて、不納欠損が少しでもできないように努力していきたいと思っております。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>関連質問ですが、この収納未済額で、トータル850万近くありますよね。</p> <p>やっぱり自己財源の中では非常に重要な部分だろうと、私は思うんですが、特にこの未納の方について、支払い計画書、毎月いくらずつでもいいんで、払っていただくわけにはいかないかどうかとか、そういった計画書に基づいて足を運ぶこととか、私はないと思うんですが、その辺り、どういった形での収納をなさっているのか、ちょっとお伺いします。</p>
委員長	伊藤課長補佐
住民税務課長補佐	<p>滞納者につきましては、呼び出しを行いまして、今、県税事務所の方と一緒に徴収対策を行っているんですが、県税事務所の方が2名来ていただいて、一緒に徴収、納税について相談を受けております。</p> <p>大体1年間で完納してもらおうようにしているんですけど、金額的とか、あと生活の状況等を見まして、2年間までは分納誓約に応じております。そして、大体口座の引き落としの分納誓約というのを、今進めております。</p> <p>あとは窓口にお金を持って来てもらうというふうになっております。</p> <p>滞納状況では、現在県に昨年4件委託しましたが、4件とも全部預金調査の差し押さえ、生命保険の差し押さえ等により、昨年は65万9,300円の納税がありました。</p>

	今後も預金調査等を行いまして、納税者と納税相談を繰り返していきたいと思っております。以上です。
委員長 8番	8番 佐々木委員 もう1回ちょっと、納税、もちろん滞納ということで、取り立てろという気持ちじゃないんですね。納めていただきなさいというような気持ちなんですね。 だから今、同僚議員も言いましたように、常日頃から納税をしていただくというふうな気持ちの中で、この徴収事務をやってほしいというふうに思います。 滞ったから、じゃあ、取り立てに行こうとか、徴収に行こうというふうな気持ちじゃなくて、常日頃からそんなふうな気持ちで、この税の納めについては、やってほしいというふうに思っております。以上です。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	今、委員さんがおっしゃられましたとおりですね、そういう気持ちを持って努力をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともそういうことで進めさせていただきたいと思っております。
委員長 3番	3番 梶原委員 技術的なことについて、お尋ねします。 納税の納付書が5月、最初に固定資産税と自動車税等が来ますが、その後県民税等が来ますが、もう少しですね、早くならないかということなんです。納付書の発送がですね、 その後の8月とか12月とかいうのがですね、到着してから納付までの期間が非常に短いです。8月いっぱいだとか、8月の中旬に来て8月いっぱいとかですね。 ですから、もう少し早くなれば、もうちょっと余裕もあるし、その間のお金の算段もできるということなんです。 ですから、それが早くしていただきたいが、1つ。 それからもう1つ、もし月末にですね、例えば期限を切れて納付されない場合はですね、翌月の1日か2日、要するに月の初頭ですね、初旬のほうまでには督促の発送をしていただくといいんじゃないかなと思いますけどですね、その辺はどう考えますか。 次にですね、入ってないから、ずっと次の月と今度は加算されますよね、3カ月後に。そうすると金額が大きくなります。 人間としては、それが大きくならないように、例えば10円、1円でも、ちりも積もればですね、かなり大きな金額になりますので、私たちが民間で考えることは、月末に入らなかったら、即督促の電話をすとか、そういったことをしております。 そうすれば納付者もですね、納税者もその辺ですね、早め早めに対処すると思うんですけど。物理的とか、そういうのが難しいということであればですね、別ですけども、電算化しているからちょっと難しいですよとか、全部の会計処理をしてからということになれば話は別ですけども、その辺どうでしょうか。
委員長	伊藤課長補佐
住民税務課長 補佐	まず、納付書の発行ですが、今は納付書を各地区の連絡員さんで配布していただいておりますので、毎月15日が書類の配布日ということで、15日に配布をさせていただいております。 督促状に関しましては、納期限から20日以内に出すということで、これもすみません、15日にうちのほうでは数年、15日現在で督促状を発送しております。 委員さんがおっしゃられたことは、他市町村も調査いたしまして、今後の課題とさせていただきたいと思っております。
委員長 6番	6番 梶原委員 関連質問ですが、確かにですね、15日に配布文書、村の広報、議会の関係、それと

	<p>納付書等と一緒に来るわけですが、その地区によってですが、連絡員さんがですね、意識が足りないんですよ。1週間後ぐらいしか来ないところがあるんですよ。</p> <p>2月なんて、もう1週間過ぎたらですね、22日ですからですね、あと残りは6日しかないんですよ。土日が入ったら、完全にもうその月内に収納ができない場合があるんですよ。</p> <p>その辺りをですね、やっぱり連絡員さんの一番最初の会議のときにですね、15日の配布文書についてはきちんと、せめて2、3日のうちに配るようになりますね、行政のほうから指導をしていただくわけにはいかんでしょうかね。</p> <p>自分たちが言うんですけどね、どうしても頭から言ってるような形になって、なかなか反論してきてしまいますのでね、その辺りを考慮して、指導等を少ししていただきたいと思っているんですが。</p>
委員長	住民税務課長
住民税務課長	<p>今ですね、区長会等は2カ月に1回とか3カ月に1回行っておりますけど、直接連絡員さんと話すことはおそらく年度初めぐらいかなと思います。</p> <p>そうなりますと、来年の4月とかですね、そういうことになりますけれども、どうにかいたしまして、そういったお願いをできればと思いますので、たいへん連絡員さん等にはご迷惑をおかけをするかもしれませんが、そういった、こちらからのお願いとしてですね、伝えさせていただければと思います。</p>
委員長	<p>他に、住民税務課に質問なければ、次の教育課に移りたいと思います。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時34分)</p>
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時36分)</p>
委員長	<p>教育課のページを申し上げます。</p> <p>決算書57ページ、10款1項1目教育委員会費から66ページまでの教育費です。</p> <p>教育課の質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉委員</p>
7番	<p>決算書の63ページ、人権教育費の中で負担金補助及び交付金ということで、これは、県の同和教育負担金ということでございますけど、なんか今年は22万増加したとの説明を受けたんですけど、これは、なぜ22万も増えたんですかね。</p>
委員長	矢野係長
教育課係長	<p>この負担金の増加につきましては、朝倉地域人権啓発情報センターの開設に伴う負担金が増加したため増額となっております。以上です。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>決算書64ページ、青少年育成事業費の中で、ちょっとまた再度お聞きします。</p> <p>以前私は、東峰ライティングの中で、昨年の12月だったと思います。</p> <p>非常に朝、早朝から練習して、暗いということで、照明を何とかならないかということをおし上げたと思います。</p> <p>それで、その後に教育長からは、先生が暗い中で練習するとも練習のうちだということをおっしゃられたということでございましたけれども、やはり私が考えるに、今からまた暗くなりますのでですね、やはり、そんなに元気がいいですから、子どもたちがケガをすることはないとは思いますが、やはり暗闇の中で走るというのは、あまりその教育にいいかどうかは、ちょっと私も分かりませんが、これはもう一度ですね、先生と保護者たちと話してですね、照明をつけていただけないかと考えておりますけど、本年度はどのようにお考えでございますか。</p>
委員長	教育長

教育長	<p>いろいろ検討してですね、今年は武道場のところから外にコンセントを繋げるようにしております。</p> <p>そして、前から投光機、あの明るい部分がありますので、それを設定ということで準備してましたけど、コンセントがなかったりですね、そういう部分で、特に武道場側が暗いんですね、あそこに外からのコンセントを準備しております。</p> <p>今年はそちらから、必要なときはすぐとれるようにですね、そういう形で対応していきたいというふうに考えているところです。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	ということは、照明そのものはあるんですね。
委員長	教育長
教育長	照明はですね、消防等で使っている投光機ですね、あれを借りるという形になります。
委員長	5番 高橋委員
5番	決算書の62ページ、10款4項1目、1節の報償費について、お伺いします。 むらづくり・ひとづくり講演会についてだと思いますが、実施内容をお伺いします。
委員長	<p>8節ですか。</p> <p>8節だそうです。62ページ。節は8ですね、報償費。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時45分)</p>
委員長	<p>矢野係長</p> <p style="text-align: right;">(11時46分)</p>
教育課係長	この報償費につきましては、むらづくり講演会の分ではございません。 各学級等ですね、講師を呼んだ際の報償費ということになっております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>この27年度の予算書を見たときに、こちらの項目で説明が上がっていたということを確認をしたんですけども。</p> <p>もしよろしければ、元々このむらづくり・ひとづくり講演会自体は、教育課、教育委員会の持ち事業だったと思いますが、どちらに移動されたのか、お尋ねします。</p>
委員長	矢野係長
教育課係長	その事業につきましては、事業の性質上、企画政策課のほうが担当課となっております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>元々は教育課のほうで、この講演会、始められたかと思います。もちろんこのむらづくり・ひとづくりということで、人材育成の観点から社会教育の部分で、おそらくこの事業というのは立ち上がっていたはずですよ。</p> <p>なぜ、その企画課に、この事業自体が移動してしまっているのか、そしてその企画課に移動されてから、社会教育的観点というのは、もうないのでしょか。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>むらづくり・ひとづくり講演会ということで、そういう企画をして、とにかく村で出身者とかですね、そういう方に来ていただいたりして、村の活性化に繋げようということで、主管がですね、当初の設定の時期ではあいまいなところがあったんですよ。</p> <p>ひとづくりとすれば、教育課の部分でやろうということで、初回等は教育委員会に持ちました。</p> <p>ただ、むらづくりとかいうですね、全体的な構想になったときは、教育との部分とはちょっと違う部分も入ってきたりしますので、その辺は教育委員会と首長部局とか協議して、結局、活性化とか村を、地域おこしとかしようとかいう部分においてはですね、教育委員会の範疇とちょっと違う部分もあるので、そういう形で棲み分け的なことをし</p>

	<p>たわけでございます。</p> <p>しょっぱなの時点では教育委員会が主管でやっておったと、ひとづくりのところでね。そういうことでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>あまり決算委員会で堂々めぐりはしたらだめだと思いますけれども。</p> <p>やはりひとづくりの中に、やはり地域づくりというのも入ってくると思います。地域づくりの中にひとづくりがあると云いますか、その部分というのは、やはり元々は社会教育の部分が担っていたという部分は大きいと思います。</p> <p>特にこの小さな村においては、公民館活動であったり地域の活動、そこから発展していく部分というのが多くあるはずで、そういった部分が社会教育担当分野、教育委員会の中で、ひとづくりが行われながら地域づくりというのが発展していった経緯があるかと思えます。</p> <p>その部分を、元々の部分を、やはり首長部局に移すということは、やはり社会教育自体の衰退に繋がりがかねないのかなと思う次第で、予算が移っているので、これ以上何も申し上げることはできませんが、やはり教育委員主事もいらっしゃいますので、その部分をやはりむらづくり・ひとづくりと言われている部分があるのであれば、やはり首長部局であっても、ある程度関与すべきではないかなと思うところですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>委員ご指摘のところは十分含まれていると思います。</p> <p>やはりどちらがどちらとかいうところでは棲み分けができないところもありますので、村長部局と教育委員会も一緒にですね、共同でやっていくとか、そういうスタンスは大事ななというふうに思っております。</p> <p>今後も、一応むらおこしとかいう部分で、その政策的な部分においては、村長部局かなということで主観的になっていきますけど、当然コラボですね、そういうことは、取り組みは今後もやっていきたいというふうに思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>成果説明書の53ページ、10款6項2目文化財事業費の中の塔ノ瀬の椿説明板設置工事についてです。</p> <p>この塔ノ瀬の椿というのは、この地元の中では有名というか歴史あるものだというところで、ご説明があったんですが、もう少し塔ノ瀬の椿がどういった意味合いで植物的なのか、あるいは文化財的なのか、その説明する意義という部分をですね、ご説明いただけますでしょうか。</p>
委員長	矢野係長
教育課係長	<p>この塔ノ瀬椿に関しましては、村指定の文化的な価値のあるものということで、説明板を設置しているわけですが、すみません、歴史的な背景とか植物的な価値というところが、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと説明できないんですが、申し訳ございません。</p> <p>そういうところで、村指定のものということで、説明板を設置している次第でございます。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>説明の中では、やまめ山荘内に案内板が設置されているという形で聞いております。これは、やまめ山荘内に入らないと、その案内板が見れないということでしょうか。</p>
委員長	矢野係長
教育課係長	<p>おっしゃるとおり、やまめ山荘内にその塔ノ瀬の椿がありまして、その横に設置している形になっておりますので、中に入らないと見れないという状況です。</p>

	ある程度は自由に見れるような状況ではあると思いますが、そのやまめ山荘が開いているときじゃないとですね、見れないという状況はあります。いつでも、どこでも自由に見れるという状況ではない状況ですね。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	椿自体が私有地内にあるという認識でよろしいですかね。
委員長	矢野係長
教育課係長	おっしゃるとおりでございます。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	その私有地内にありますので、文化財指定は受けておりますが、なかなか自由に見るのは難しい部分もあるかと思えます。 中に入らないと分からないようになっているのでしょうか。塔ノ瀬の椿までの、要は誘導看板であったり、そういう案内の看板というのは設置されたりするのでしょうか。
委員長	矢野係長
教育課係長	誘導看板までは設置はしてないんですが、入口にその看板は設置しているということです。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	最後になりますが、せっかくこの費用、30万近く費用をかけて看板を設置しますので、やはり村の指定の文化財でもありますし、その辺、多くの人に見ていただけるような形、私有地でもあるので難しいですが、その辺はうまく持ち主、土地の方と交渉されてほしいなと思えます。以上です。
委員長	4番 黒川委員
4番	成果表の53ページですね、10款5項3目体育施設管理費のですね、以前も申し上げましたけれども、テニスコートのこれを見ますと、利用者が14名と。他の施設に比べて極端に少ないと思うんですよ。 それでも、これがこのまま続くのであればですね、もっと活用方法を考えるなりする必要はあるんじゃないかと思うんですが、そのところはどのようにお考えなんでしょうか。
委員長	教育課長
教育課長	テニスコートの件につきましては、以前から委員さんご指摘のとおりでございます。根本的に、次年度の予算等ですね、どのようにするかというのは、委員会のほうで考えていきたいと思っております。以上です。
委員長	4番 黒川委員
4番	どういうふうに検討されるかということですが、テニスコートをそのまま利用するという方向で考えるということですか。
委員長	教育課長
教育課長	現在ですね、一応つぶすとかいう考えは持っておらずに、あれをいかに、どのようにしたら活用ができるかということを考えております。以上です。
委員長	10番 大蔵委員
10番	58ページの10款1項7目スクールバス管理運営費ですね、この中で、部活に使うようにもなっております。 昨日東峰学園の運動会におきまして、少人数でありながら、優勝したりとか賞状をたくさん貰っておるところがあります。地方遠征に行くときに、よその場所では母親たちが乗せて行って、事故に遭って、ちょっと問題があったとかいうところがございます、東峰学園におきまして、そういった遠征のときには、100%近い感じで、こういったスクールバスなり社協のバスを使っておるのか、お聞きします。
委員長	教育課長

教育課長	遠征のときに100%かと申されますと、たいへん厳しいところもございますが、大会とかにつきましてはですね、スクールバス以外にも振興費の中で支出をしております。スクールバスではなく、業者バスを使用した、バスを使用しております。以上です。
委員長	教育長
教育長	練習試合等でですね、全部スクールバスは使っておりません。保護者とかで引率をしていく場合があるということ、ちょっと確認をしております。 できるだけですね、ご指摘のように、保護者で送らないで、安全面の部分ですね。ただ、部活の休みの場合とかで、保護者で送迎してやりたいとかいう場合がたまにありますので、その辺は学校として認めているというところです。
委員長	他になければ、教育課の質疑を終わりたいと思います。
休憩	
委員長	次は、午後1時から再開します。 次の課は、建設水道課に移ります。 1時まで休憩いたします。 (11時58分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (13時00分)
委員長	村長におきましては、午後からは公用で、欠席としております。 それでは、建設水道課のページを申し上げます。 決算書27ページ、2款1項26目地域活性化住宅整備事業費、48ページ、6款2項3目林道総務費、5目林道施設費、52ページ、8款土木費、66ページ、11款災害復旧費までです。 建設水道課の質疑はありませんか。 7番 高倉委員
7番	53ページ、土木費の中の委託料のところで、水源の森交流館基本計画・基本設計396万6,000円というのがあります。 それで、先日出していただきました工事請負契約、これを見ますとですね、予定価格と請負金額が全く同額になっております。 他の工事請負のところを見ると、ほとんどが請負金額のほうが少のうございます。これはどういうことで、このピッタリ合っているのかを教えてくださいたいと思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	入札を行ったわけなんですけど、入札を2回行いまして、落札に至りませんでした。 それで最低価格、業者のほうと見積り協議をさせていただきまして、協議の結果、同額ということでございます。
委員長	他に。 5番 高橋委員
5番	成果説明書の45ページ、道路維持費、8款2項2目ですね。 原材料費、11万3,000円ほど上がっておりますが、どういった箇所と何カ所ほど、この原材料費支給は行われているのでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	中身につきましては、アスファルト代それから砕石代、件数につきましては、4件でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	4件ということで、村内どういった箇所で使われているのでしょうか。
委員長	建設水道課長

建設水道課長	道路愛護の際に碎石の配布、それから舗装面の損傷した箇所についてレミファルトを敷いたということでございます。
委員長 10番	10番 大蔵委員 関連です。 昨年、議会報告会の折に、猿喰地区から出たところ、道路が悪いということを言いましたら、早速工事していただきまして本当にありがとうございました。 そんな関係で、今ですね、こんな雨の降り方をする関係で、道路の傷みが非常に早いということがあります。 村道において、住民の通る生活道路でありますので、人から言われて気づく段階の前に、やっぱり役場の中で、村道を結構通っていただいて、そういった場所を早急に見つけていただくと、そういったことを今まで取っておるのか、お聞きします。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	定期的に道路を見て回るというような、特別に回っているようなことは行っておりません。 ただ、通常現場等を、水道の管理とか、そういった村内を回る機会はありますので、そういったときに注意して見るようにということでですね、注意はしているところでございますが、そういった感じでしか回ってはおりません。
委員長 10番	10番 大蔵委員 国道ができてですね、その元の国道が村道になった部分もあります。そういったところに関してはですね、もう非常に木が伸び放題、路面も傷み放題じゃなかるうかと思うところですね。その辺りをしっかり対処していくようにしていただきたいと思います。以上です。答弁はいいです。
委員長 7番	7番 高倉委員 成果表の46ページ、8款4項1目の住宅費のところですね。 以前から私は何度も一般質問等でも言っておりますけど、ここに修繕費が100万ちょっと上がっております。 これは、修繕費ということでございますので、ちょっと大まかなものでございますので、どのようなことを修繕したのかをお聞きしたいと思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	修理といたしましては、浄化槽のプロアの交換とか網戸の張替え、風呂釜の取り換え、街灯の交換、ガス釜取り換え、床の張替え、水洗関係の処理等でございます。
委員長 7番	7番 高倉委員 それはですね、長い間使用してきたので、傷みが激しくなって、そういうことになっておるとは思います。 いつも言ってるようにですね、私の場合は猿喰住宅ぐらいしかちょっと分かりませんが、ほんとお年寄りが住んでいるんですけども、もうちょっとお年寄りでも住みやすいようにですね、非常に階段上り口が高いとか、そういったことがありますので、そこのところも少し加味していただいてですね、修理とかそういったことができるのであれば、玄関のところからじゃ、ちょっときついかもかもしれませんが、中に手すりを付けてやるとか、そういった対策をしてほしいなと考えておりますけど、そこのところはいかがでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	スロープとか手すり等につきましては、介護認定等がございますればですね、そういったもので改善ができるかとは思いますが。 ただ、一般的に、今、そういった高齢者向けの建設等も必要となってきましたので、手すり等ですね、そういったところ考えて、検討していきたいと思っております。

委員長	6番 梶原委員
6番	関連質問ですが、この住宅のが60戸ぐらいありますよね、現在。この中で空き家等がありますか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	現在、空き家等はありません。
委員長	1番 柳瀬委員
1番	小石原庁舎の裏の住宅のほうで、入ってないところがあるんですけども、その草刈り等がですね、できてないって住民の方からの要望があっていたんですけども、管理等はどのようになってらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	住宅に関しましては、周辺につきましては、入居者の管理でお願いはしているところでございます。 広範囲にわたるような箇所であればですね、村のほうで対応しているというところもございます。
委員長	1番 柳瀬委員
1番	先ほど言ったところの場所はですね、入居者がいないところなのでですね、空いているところまでを住民の方ができればいいでしょうけれども、やっぱり手の行き届かないところがあるのかなと思いますけれど、その場合はどのようにお考えでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	入居者がいない場合につきましては、村のほうで対応したいと思います。
委員長	8番 佐々木委員
8番	農林観光課のほうも尋ねましたので、建設水道課のほうも尋ねたいと思います。 27年度の一般競争入札で、公共事業の関係ですが、落札率が95%以上は何件あったのか、尋ねたいと思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	資料で100万円以上の工事請負契約調書とございますが、その中で建設水道課分が26件ありまして、そのうち95%以上は16件でございます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	一般的に落札率の関係、90%、95%を超えると、競争の原理が働いているのかというふうなことが言われておりますが、東峰村の場合は、その一般的な競争の原理等も含めて適正に、一般指名競争入札がなされているのかどうか、尋ねます。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	入札に際しましては、事前に現場説明等で、東峰村競争入札心得書というのを渡しております。 その中に入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の各号に関する法律等に抵触する行為を行ってはならないというようなところをですね、そういったところで周知をしているところではございます。
委員長	1番 柳瀬委員
1番	決算書の53ページの8款1項3目の15節工事請負費が、予算現額が1億9,000万で、実際にですね、710万余りになっていますけれども、この変更について説明をお伺いしたいと思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	これは塔ノ瀬の集会所の建設工事ですが、今回繰り越しを行いまして、その分が減額と言いますかですね、繰り越しとなっております。
委員長	5番 高橋委員
5番	成果説明書のほうでお願いします。

	<p>12ページの10款1項使用料の4目農林施設使用料の合衆飲料水供給施設使用料の部分1万5,444円あっている部分と、歳出の部分、40ページですね、6款1項13目飲料水供給施設費0円ということで出ております。</p> <p>使用料のほうは1項で上がっておりますが、今、合衆飲料水供給施設がその使用供託と言いますか、が一体どういうふうになっているのか、お尋ねします。</p>
委員長	前田係長
建設水道課係長	<p>先ほどの件に関してお答えいたします。</p> <p>今、現在合衆では1件ですね、使用させてもらっておりますが、この方が夏の間、お正月の間しか帰って来ておりません。</p> <p>ですから、その間はですね、例えば4月から7月に関しては一時休栓、8月分は使用料を払っていただいているという感じになっております。以上でございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>予算の部分では委託料のところ、水質検査のほうを委託費上がっていたと思うんですが、使用されているということであれば、水質検査は行わなくてよろしいのでしょうか。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>先ほど一時閉栓というような形ですね、お盆に帰って来られたということですが、実際水道のほうは使用されておりました。一時帰って来て、家の確認をするということですね、実際使用がしてないということですね、ちょっと水質検査のほうは行っておりました。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>歳出の40ページのほうには3戸の給水管理を行うということで書かれておりますが、あと2戸分に関しては、もう完全に休止もしくは廃止措置が行われているのでしょうか。</p>
委員長	前田係長
建設水道課係長	2戸につきましては、給水停止というか、廃止の手続きを行っております。
委員長	5番 高橋委員
5番	もし、その2戸につきまして、再度飲料水供給が必要ということになりましたら、どういった手続きになるのでしょうか。
委員長	前田係長
建設水道課係長	<p>一度廃止をしますと、水道の管理というか、のきますので、加入分担金を払っていただきます。</p> <p>まず加入分担金を払っていただいた後に手続きに入っていくと思います。</p>
委員長	<p>他になければ、建設水道課の質疑は終わります。次に保健福祉課に入ります。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(13時21分)</p>
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時22分)</p>
委員長	<p>保健福祉課の費目ページを申し上げます。</p> <p>決算書25ページ、2款1項11目地域交通対策費、32ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、43ページ、4款1項9目健康増進事業までの保健福祉課所管の費目です。</p> <p>保健福祉課の質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉委員</p>
7番	まず、ちょっとお聞きしたい。非常に申し訳ないですけど。

	<p>成果説明書の32ページ、児童福祉施設費の中で上から3番目、美星保育所ホフク室一部改修工事とあります。</p> <p>非常に申し訳ありません。勉強不足で申し訳ありませんが、このホフク室というのはどういう解釈をすればいいんですか。</p>
委員長	係長
保健福祉課係長	<p>ホフク室と言いますのは、0歳児がですね、要はハイハイをするところではありますけども、ここですね、元あった畳というのがだいぶ古くなっているのと、それから増築いたしました。増築に伴いましてですね、0歳児のいる場所を確保する、通路を確保するというので、まずホフク室の畳のところをフローリング化して、その一部を通路というような形で間仕切りを入れたわけですけども、その後また畳をですね、システム畳というのがありまして、その畳を新たに敷いておりますので、そこでハイハイをしてもらうというような形で用意しております。以上です。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>ありがとうございました。</p> <p>次にですね、成果説明書の33ページ、高齢者コミュニティセンター費ということであがっております。</p> <p>そんなに金額は多くないんですけど、これは、小石原農協の隣のことだと思っておりますが、これはもう農協もなくなったことだしですね、今後どのように考えておるのかを、もし分かれば知らせていただきたいと思っております。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まだですね、あちらのほうには事務所がそのまま残っておりまして、まだその事務所を引き払うということは聞いておりませんので、そしてまた、今のところコミュニティセンターもですね、老人クラブの方等が利用されてありますので、当分の間はそのまま維持をするという形になるうかと思っております。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページは保健福祉課の全般でいいんですが、不用額の関係ですね。</p> <p>今回保健福祉の場合は、100万以上の不用額がかなり広範囲で、ずっと出ておりますが、その不用額になった要因というのを尋ねたいと思っております。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>1つはですね、精算が4月、5月にあるものがありまして、その分については、不用額が残っておりますが、以外の分についてはですね、補正をするべきところではありますが、補正をしてなかったということが要因でございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>できるだけ決算のときでも、不用のないほうがですね、我々も当初の予算を見るときに、年間予算が組まれて、そして高額な不用が出るということは、どんなふうな事業になったのかというようなものが、やっぱり尋ねる立場にありますので、3月で修正できるものについてはなるべく修正をして、この決算書の中の不用額を出さないようにしてほしいと思っております。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>議員ご指摘のとおりですが、不用額をですね、今度から出さないように気をつけたいと思っております。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>成果説明書の32ページの3款3項1目の中のゲートボール場の借上費補助金が3カ所で5万円ずつあって、15万になっていますけど、この地区はどこ、地区をちょっと教えてほしいんですが。</p>
委員長	保健福祉課長

保健福祉課長	ゲートボール場につきましては、中原とですね、西福井猿喰地区のゲートボール場、それと上福井のゲートボール場、3カ所になっております。
委員長	7番 高倉委員
7番	成果説明書36ページ、鼓診療所費ということであっております。 これは、患者数、診察日数を見るとですね、対前年比から見ると、患者数が本当に極端に減って、1日の患者数が0.3人と。 非常にこの少なくなった原因がもし分かれますれば、教えてください。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	原因としましては、施設に通院されてあった方が入院をされたということで、減となっております。
委員長	7番 高倉委員
7番	こんなことをちょっと言うと、鼓の方からも怒られるかもしれんけどですね、本当に必要なかというふうに、私はちょっと思っております。あまりにも少ない人数ですのですね、やはりこの、例えば224万、これだけの金額を出すのであれば、バスかなんかを、今、いずみ館のバスが上ったりしてますよね。そういうふうな方たちをいずみ館のバスに乗せて小石原診療所に運ぶとか、そういった手立てはできないものでしょうかね。 ただ、本当に患者の方があまり多くなるのも困りますけどもですね、それは村民の健康のことでございますので。 でも、あまりにも少ないからですね、ちょっとこれは、この診療所が必要なのかと、私は考えておりますが、そのところはいかがでしょうか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	鼓診療所もですね、へき地診療所の補助金をいただいてですね、運営をしている関係で、全く閉めてしまうということとはできないような状態ですので、以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	決算書のほうです。9ページ、歳入の部分ですね。 9款2項1目民生費負担金の中で、1節のところに入収入未済額が39万7,000円ほど上がっておりますが、これの内訳、理由をご説明ください。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	39万7,700円の未収額につきましては、保育料の未収額でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	昨年もこの額が出ていたんですけども、昨年から10万ほど増えております。 継続して、そういったことが起きているのでしょうか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	26年度からの方がですね、1人いらっしやいまして、あと27年度の未納の方がですね、4名ほどおるような状況でございます、1名は、27年度については、納入をさせていただきます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	成果表の37ページ、4款1項9目健康増進事業ですね。 毎回毎回このことについては質問をしておりますが、27年度を受診者ですね、目標に対して何%になったのか、尋ねたいと思います。
委員長	國松係長
保健福祉課係長	目標自体が、すべての検診に対して、がん検診は概ね9割方受診者数は達したんですけども、特定健診に関しましては、8割ほどの達成率になっております。 受診率ではなく目標の受診率に対して、うちが達成できている数でございます。
委員長	目標に対してどのくらいあったかということでしょう。

	8番 佐々木委員
8 番	受診・検診率は相当、大幅に上がったということですね。 じゃあ26年度だったんですかね、受診率が悪いというふうな話もあったんですが、27年度はどうですか、受診率は8割、目標の8割。
委員長	國松係長
保健福祉課係長	はい、目標の8割程度です。平均してですけども。
委員長	8番 佐々木委員
8 番	今年はまた健康増進の関係で、ウォーキングマイレージ等も上がってくるんですが、この健康増進によって27年度の、あんまりこれ、国保の関係ですね、高額な医療とか、そういうもの等も含めて、どのような傾向にあるのか、これはもう傾向の尋ねですから、特会で聞いてもいいんですが、特会では聞くのはちょっとあれだから。 保健福祉課として、どのような考え方の中で、この27年度を踏まえて、28年、29年、この健康増進事業に対してどのように取り組んでいくかの尋ねです。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	検診につきましてはですね、住民の方に積極的に受診をしていただいておりますね、病気があれば早期治療、早期発見をしていただきまして、国保等の医療費がですね、削減していくように努めてまいりたいと思います。以上です。
委員長	10番 大蔵委員
10 番	関連です。 この受診率、健診率を上げることが、ひいては健康に繋がるということではなっております。 今、保健指導とかいろいろあっているわけですね。そういった中で、どのくらい改善点があるのか、そういった調査はあるんでしょうか。
委員長	國松係長
保健福祉課係長	すみません。具体的に改善点という意味が、私がちょっと分かりかねまして、もう一度よろしく願いいたします。
委員長	10番 大蔵委員
10 番	例えばメタボの方が健康になって血圧が下がったとかいろいろ、目的はそこですよ。健康になってほしいわけですよ。 だから、健康になっていった人は、やっぱりいるのか、それとも全くいないのか、その辺りはどうなんですかね。
委員長	國松係長
保健福祉課係長	それぞれメタボの方が改善されたりとか、それから検査結果のデータの悪かった方が、改善に向かった方は多くおります。 ただ、具体的なそれぞれが何%ぐらい改善したかということは、この場ではすみません、データを用意しておりませんので、後ほどまたご提示できたらと思います。
委員長	5番 高橋委員
5 番	この総合健診なんですけれども、1回ごとの受診者、検診者の人数を教えてくださいませんか。
委員長	國松係長
保健福祉課係長	検診が総合健診でございますので、それぞれにいろんな種類の検診がございますが、概ねそこに、会場に訪れた方ということで理解してよろしいでしょうか。 平均しますと、多い会場で100名程度、少ない会場で20名程度になりますので、大体60名、70名程度になるかと思っております。平均の1回の受診者数というのが、大体年間6回です。人数掛ける人数としていただいたらよろしいかと思いま

	す。
委員長	5番 高橋委員
5番	私が聞きたいのが、波があるところについてお聞きしたいんですよね。 なので、もし分かれば1回目から最後の6回目までですかね、が何人、何人、何人という数字を教えていただけないかなと。
委員長	國松係長
保健福祉課係長	<p>恐れ入ります。具体的な日数ごとの人数につきましては、今ここにデータを、申し訳ありません、準備しておりませんので、後ほどご提示できたらと思います。</p> <p>会場ごとに人数が違うという点につきましては、例えば昨年度初めて取り組みました、会場として設定しましたせせらぎ鼓に関しましては、元々会場自体が狭くありますので、100人程度来られてしまうと、多くの検診の種類を受診されるのが非常に困難になりますので、あくまでもほほいろいろな検診が終わって、最後の漏れ、他の検診会場で行けなかった方の追加検診的なことで、会場を利用していただいたので、20人前後ぐらいで、この会場については終わっております。</p> <p>あと小石原公民館のほうにつきましては、やっぱりどうしても50人前後になってしまうのですが、会場自体が東峰村の中の端のほうになってしまいますので、小石原の庁舎の周辺の方に限られることが多いので、そのようなことで、いずみ館で受診をされる方に対しまして、そういう受診者の、訪れる方の数の差が生じるような状況があります。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>私も昨年が確か一発目というかですね、第1回目で受けさせていただいたんですけど、行ったらすっごい人ですね、だいぶ待った記憶があります。</p> <p>おそらくその波があるのと、おそらく皆さん年度初めに、もう受けとこうという気持ちが強くて、最初に殺到すると思うんですけども。やっぱりあの量を見ると、ああ、もういいかなと思ったりする人も、中にはいてしまうのかなということで、やはりある程度地区ごとに区切られているかと思いますが、こちらに来たらもう少し早く終わりますよとか、誘導することで、もう少しスムーズな検診の運営であったり、もしも込むということを前提でやられるなら、やはり第1回目の開催のあり方、その態勢というのを、もう増強して、そこに集中していくというのも考え方ではないかなと思うところです。</p> <p>できれば待ち時間なく、その検診自体がストレスにならないような取り組みをしていただきたいと思います。ご検討いただけますでしょうか。</p>
委員長	國松係長
保健福祉課係長	<p>検診をスムーズに受けていただくというのが、非常に一番大事なことだと思うんですけども、曜日の関係であったり、どうしても土曜、日曜に関しては、受診者の方が殺到してしまうというのは、お仕事をお持ちの方が多くありますので、仕方がないのかなと思うんですが、スタッフの配置等につきましても、職員を含め、委託先の医療情報健康財団のほうにも、どうしても人が殺到する部署には、なるべくスタッフを配置して、そこで受診者の方が戸惑わないように、配慮はしているところではあるんですけども、やっぱりそのときの受診者の状況によっては、どうしてもそこが滞ってしまう場合もあったりとかですね、そういう状況もあります。</p> <p>今後も内容は見直しをしていきまして、少しでも皆さんが滞りなく健診を受診していただけますように、努力していきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	それとまた別にですね、27年度から受診費の補助券の事業を始められているかと思えます。数字を出していただきましたが、かなり90%を超える補助券利用者で、継続して利用されているということも伺えますが、逆に10%の方は継続して受けなかった

	<p>ということにも見れるかと思えます。</p> <p>この辺、この配布者に対して90%の利用数というのをどのように考えられているのでしょうか。</p>
委員長	國松係長
保健福祉課係長	<p>こちらとしては大体目標どおりの9割方補助券を利用していただけたというのは、ほぼ目標に達しているのではないかなと思っております。</p> <p>それでも受けなかった方というのは、例えば直接病院に受診をされたりとか、いろんなご事情のある方もおられます。</p> <p>ただ、せっかく今回補助券を出した半分以上は、3年間きちっと村の総合健診を受けてくださった方に対して補助券を出しておりますので、継続してその総合健診を受診していただけるような取り組みというのは、今後にも必要になってくるかなとは思っています。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>おそらく毎回受けられている方は、やはり健康に対して熱心な方が多いので、受けられる可能性というのは高くなってくるんですが、やはり反対に、先ほどから出ている受診率のほうについては、やはりもう少し別の角度からの取り組み、ウォーキングマイレージという言葉も出ておりますが、やはりこの総合健診、特定健診のみにおいても、やはり今まで本当に受けられたことがないという方に対しても、何か施策というふうな部分は必要ではないかなと思ったりするんですが、今のところお考えは何かあるのでしょうか。</p>
委員長	國松係長
保健福祉課係長	<p>クーポン券の中にですね、特定健診を過去受けたことのない方に対しても、今回無料の受診券を昨年度配布いたしております。</p> <p>補助券を交付することで、今まで受けられてなかった方が受けてくださいました。</p> <p>今年、今数は出せないんですけど、新規の受診者の方は平成27年度も今まで受けてなかった方で、クーポン券を使うことで、補助券を使うことで増えたと思います。</p> <p>もちろんそれだけでは十分な取り組みではないかと思っておりますので、いろんな機会を通じてですね、検診がなぜ必要なのかというのを伝えていく機会も、こちらとしても積極的に持っていかなければいけないのかなと思っております。</p> <p>今のところ東峰テレビなどを利用して、検診を受ける必要性とかは伝えてきているところなんですけど、それではまだ不十分ではありますし、補助券などと組み合わせ、今後いろんな取り組みを行っていきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>最後にですが、すみません、最初に聞いておけばよかったんですが。</p> <p>このクーポン券、どういった方に渡されたのか、配布されたのかというのを、最後お尋ねします。</p>
委員長	國松係長
保健福祉課係長	<p>クーポン券と補助券という言い方があったかと思うんですけども、総合健診補助券というものがまず1つあります。</p> <p>これにつきましては、その前の年度までに3年間特定健診も含めまして、がん検診だけでも、とにかく何か1種類だけでも過去3年間検診を連続して受けていただいた方に、2,000円の補助券というものを交付しました。それが1種類ですね。</p> <p>もう1種類が、特定健診の今まで受けたことのない方、全く受けたことのない方に、無料券として受けていただく機会を積極的につくるということで、特定健診無料クーポン券というものを配布いたしました。</p> <p>もう1つ、子宮がん、乳がん、大腸がんの無料クーポン券というものがございまして、これは、年齢とか過去の受診状況などを見まして、国が定めた特定の対象者の方がいる</p>

	<p>んですけど、その方たち一定の対象者さんたちに対して、子宮がん、乳がん、大腸がんのクーポン券を配布しております。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>健康増進事業について、また質問します。</p> <p>先ほど同僚議員が質問したように、日曜とか回数ありますね。それをぜひ、どんな状況にあるのかを、後で出してほしいと思います。</p> <p>というのがですね、やはり何年か前は受け付けをして、問診のところに行って、今度は診療調書みたいなが出るまでの間が、ものすごく時間のかかったときがあったんですね。1時間半から2時間待ったときもあったもんね、やっぱりずっと座って。</p> <p>それが、ここ何年かは解消されているみたいですが、検診をする、何と言いますかね、会社と言いますか、それを変えたとか、何かそういう方法でというのがあったみたいで、今は短くされていますが、1つこの検診でですね、例えば11月とかに受けると、1年間間をやっぱり開けたほうがいいのかとかありますよね。11月に受けて、もうすぐ4月、5月の検診を受けて意味があるのかとか、だから、これの検診の内容によっては、例えば1年間とか2年間とか間を開けていいとか、何かそういうふうなあれはないんでしょうね。必ず受診する人は、できれば全部毎年必要なものは受診をしてくださいというような形になるんでしょうかね。その辺を尋ねたいと思います。</p>
委員長	國松係長
保健福祉課係長	<p>検診につきましては、理想的には1年に1回受診をしていただくことがよろしいんですけども、国の方針というかにつきまして、婦人がん、子宮がん、乳がんにつきましては、原則2年に1回はということが出ております。</p> <p>ただがん検診につきましては、家族性のものがありますので、全くこの方は1年に1回でいいけれども、この方は半年に1回受けたほうがいいのかという、非常に個別性が、その方の体質というか、持って生まれたがんになりやすい体質の方もおられますので、村としては1年に1回はきちんと検診を受けていただく必要が、どの検診項目もあります。</p> <p>特に、特定健診につきましては、血液の結果になりますので、そこ3カ月の健康状態とかが非常に左右してきますので、きちんと毎年受けていただく必要があるかと思えます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>この健康増進についてももう1件だけですが、昨年ですね、僕は初めて眼底検査を受けたんですが、眼底検査はずっとしてほしいと思いがあったんですが、眼底検査だけは何かある人だけしかしないというような項目だったみたいですが、村は眼底検査というのはどのようにときに、お医者さんの何と言うか、判断にしているんですか、それとも年齢的なもので、じゃあこの人は眼底。眼底をすることによって網膜とか血管のあれとか、いろんなやつが分かるというのは1つあると思うんですが、これは村が指定年齢とか指定でしてくださいというあれじゃなくて、医者の方の指示によって眼底検査はあるということなんですか。</p>
委員長	國松係長
保健福祉課係長	<p>眼底検査につきましては、脳血管の状態を予測するもので、出血ですとか動脈硬化の状況などを概ね推測ができるもので、必要な方には検査を受けていただいているところなんですけれども、これにつきましてはおっしゃるとおり、医師の判断とか一定の基準のもとに、例えば高血圧だとかですね、検査項目を私がすみません、すべて基準のほうを把握して、ここにお答えすることができないんですけども、一定の基準のもとにそれは受けることができまして、希望された方がすべて受けられるというものではございません。</p>

委員長	他になれば、以上で保健福祉課の質疑を終わりたいと思います。 これで、一般会計歳入歳出決算に対する質疑を終結いたします。
休憩	
委員長	午後2時まで休憩いたします。 (13時55分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (14時00分)
日程第2	
委員長	日程第2 認定第2号「平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
日程第3	
委員長	では、引き続き、日程第3 認定第3号「平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。
日程第4	
委員長	日程第4 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。
散会	
委員長	これもちまして、本日の審査は終了します。 明日13日は、午前9時半から再開します。 本日は、これにて散会します。 (14時04分)

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

平成28年9月13日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

平成27年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

平成28年9月13日開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は10名です。</p> <p>定足数に達していますので、12日に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>なお、村長におきましては、水分補給が必要とのことで、飲料水の持ち込みを許可しております。</p> <p>質疑に入る前に、各課の配布資料があるということで確認しておりますので、配布の資料を配布してください。</p> <p>(資料配布)</p>
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第5 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までの総括質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5 番	<p>昨日質問しました内容を再度お尋ねいたします。</p> <p>配布資料、東峰村長澁谷博昭 Facebook ページより引用と書かれている2枚ものの資料をご覧ください。</p> <p>昨日も質問した内容の繰り返しにはなりますが、6月12日東峰村長澁谷博昭さんのページにこういった内容で、動画を近日中に紹介しますと。この下のドローンエモーションというのが、このとき火祭りのドローンの空撮をされていた会社だと思われそうですが、近日中に、先ほど言いました澁谷博昭 Facebook ページに公開しますということで書かれております。</p> <p>7月6日、動画を公開しようと思ったが、投稿できませんでしたということで、次のページ、7月7日、こちらのページにて、このドローンエモーションが撮られた映像がこのところにアップ、投稿されております。</p> <p>昨日、企画政策課長のほうから説明もありましたが、今年度の予算においては、昨年度はこのドローン撮影については予算を付けていなかったが、28年度は予算が付いていると、交通費あたり、旅費というところで。</p> <p>その、先ほどの下の部分ですね、平成26年の12月定例会の一般質問にて、私の一般質問内で、東峰村長澁谷博昭というこの Facebook ページ、これは、村長個人でやられているものなのですか、それとも東峰村役場公認のものなんですか。</p> <p>村長の答弁は、この Facebook は、私個人でやっておりますと、答弁されております。</p> <p>というところで、もう一度簡潔にお尋ねします。</p> <p>この公金を使ってですね、ドローン、この撮影されているものを、村長、私個人、私ページにてインターネット公開しているというところで、役場の著作物というのの私的流用、指摘活用ではないかという部分、どうお考えでしょうか。</p>
委員 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>昨日ご質問をいただきましたけれども、ちょっと資料がございませんでしたので、その後いろいろ調べてみましたので、その点につきまして、ご答弁をさせていただきます。</p> <p>まず、28年度の予算でございますけれども、当初予算としてですね、報償費1</p>

	<p>0万8,000円、10万円に消費税ということだろうと思いますけど、10万8,000円計上しております。</p> <p>このドローンによる撮影は、6月の11日にされたものと思います。棚田の火祭りということで、ドローンの撮影を行っているようでございます。</p> <p>このときの村と撮影者と言いますか、この大前創希さんと言いますか、ドローンエモーションと言いますか、撮影者との関係についてはですね、村は旅費程度の報償費を支払うことによって、火祭りに係る編集されたビデオを成果品として頂くというような関係になるかと思えます。</p> <p>この肝心のビデオについてはですね、担当に確認いたしましたけど、まだ成果品として、編集中であるということで、成果品としてはまだ頂いていないというような状況です。</p> <p>村長がこの撮影者大前創希さんのほうからビデオデータのですね、提供を受けているのであれば、それは編集前のですね、ビデオデータの提供を受けているのではないかと想定されます。</p> <p>成果品を作るためにですね、何と言いますか、いろいろビデオデータを集めないといけないんですけども、そういった動画の素材と言いますか、そういったものにつきましては、撮影者のほうに著作権がございます。これは、テレビドラマでも同じようなことらしいんですけども、最終的にできたものにお金を支払った人の著作権が発生するというので、編集前で成果物となっている以前のものにつきましては、それぞれの素材として著作権については、撮影をされた方にあるというようなことでございますので、その辺り特に、事前にデータを頂いたとしても、村としては特に問題はないのではないかと考えているところです。</p> <p>本件に係るようなデータはですね、様々な媒体に広く、幅広く拡散して多くの人に見てもらうことが大事なデータでございますので。そのような経過の中でですね、村長もいち早くそういったものを、情報を上げたかったのではないかと、企画政策課としては思っているところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	ただ今、企画政策課長からございました答弁については、弁護士の見解でしょうか。それとも業者の見解でしょうか。それとも何か専門家の見解でしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	ざっくりばらんに言いますと、岸本さんのほうにですね、そういう著作権についてのご相談をいたしまして、契約によって異なるんですけども、契約の中ですべて撮ったのは、全部村に著作権寄贈してくださいじゃないですけど、そういう契約であれば、その村のお金でかけたものの映像データはすべて村になったりしますけれども、一般的にビデオ撮影等をする中においては、編集されて成果物としてできたものについてのみ、そういう著作権というのが発生いたしまして、その素材とか、そういったものにつきましては、一般的に言えば、それは撮影者のものであるというようなことの見解をいただきましたので、そういった形でお答えをさせていただきました。
委員長	5番 高橋委員
5番	少し確認になりますが、このドローンエモーション若しくは大前創希さん、どちらと契約されているのか知りませんが、どういった契約内容を結ばれているのでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	これにつきましてはですね、報償費というような形になっておりますので、担当のほうに、何で委託費じゃなかったのかということを探るところなんですけれど

	<p>も。</p> <p>委託費としては、ドローンエモーションが提示していたのは、1年間通じて4回とか撮影しますと。ついては70万円かかりますと、というような話だったようでございます。</p> <p>それにつきましては、もう4回撮ってもらうのに70万もかかるのならみたいなことで、予算化はされなかった、そこまでの予算化はされなかったのだろうと思いますけれども。</p> <p>せっかくその、どちらかという、この撮影につきましては、大前さんのほうからの思いが強かったみたいで。</p> <p>と言いますのが、大前さんが作ろうとしていた会社、まだその時点では立ち上がっていませんでしたけれども、いろんな試行錯誤の段階で、東峰村を題材に、そういう映像を撮ってみたいというようなことがあったように聞いております。</p> <p>その中で、村としてはもう1回冬の撮っていただいておりますし、間になりますけど、5月の連休明けにもですね、ツツジの満開のときの撮影もデモで行っていただいているところではございましたし、いろんなところでデータをいただいているような状況で、6月に来られる分については、せめて足代と言いますか、旅費程度の報償費はお支払いしたほうがいいんじゃないかということで、その10万程度の報償費を、予算として付けさせていただいたと。</p> <p>その中での撮影と謝礼というようなことになるかと思えます。</p>
委員長 5番	<p>5番 高橋委員</p> <p>ドローンの空撮自体は、今、多数の会社が立ち上がって、これが産業化されております。その中でこのドローンエモーションという会社と東峰村は契約というかですね、結ぶ中で、本当に無償で来ていただいていたということは、すごいすばらしいことだと思います。</p> <p>今年度から旅費を支払ったということで、結局1つの企業と契約とは言いませんけれども、報償費という関係性が結ばれている中で、要は、その成果物を途中の段階で頂くということは、何か見返り条件というかですね、金銭ではないものの、要は金銭に代わるような著作物のやり取りが発生しているということ自体は、やはり何かその企業との関係性というのが、正しいものであるのかどうかというのが、すごく疑われるような事態になりかねないのかなと思うところです。</p> <p>今まで無償でやっていたころには、途中段階であっても東峰村のホームページに掲載されていたかと思いますが、この段階のみ、なぜか東峰村長の Facebook ページに直接公開するという形で、このドローンエモーションさんも言われているわけなんですよね。</p> <p>ということ自体は、結局は東峰村役場と契約しているのか、何か澁谷博昭 Facebook ページと契約しているのか、なんかすごく疑われるような書き込みあるいはやり取りになっているのかなと思うんですが。</p> <p>この書き込みに対しては、どうお考えなのでしょうか。</p>
委員長 村長	<p>村長</p> <p>東峰村長澁谷博昭の Facebook につきましては、私的な Facebook であるということは、前回ですね、ご説明を申し上げたところであります。</p> <p>この目的は何かと言いますと、やはりこの東峰村のいろんな行事を、この SNS の媒体によって、皆さん方にお知らせをしたいという私の思いであります。</p> <p>この大前創希さんとはですね、お父さんであります大前研一さんと私が知り合っておりますので、そういった関係の中で、ドローン撮影で全国で2番になったというようなこともありまして、東峰村で撮影をし、そしてそれを SNS で公表してい</p>

	<p>きたいというようなことをお聞きしましたので、これにつきましては、東峰村の観光産業にとってもですね、東峰村の知名度アップについても、非常に私としてはいいことだなと思ひ、大前創希さんのほうにお願いをした段階であります。</p> <p>まだきちっとした棚田の火祭りについての成果品は受け取ってないということなんですけれども、大前創希さんのほうから私のほうに、こういった形で空撮ができましたということでありましたので、私も1日も早くですね、やはり棚田の火祭りの状況をSNSを通じて知らせたいと思ひ、こういった形での公表とさせていただきます。</p> <p>これが軽率であったかどうかということでございますけれども、いずれにしても趣旨はですね、悪意はありません。これは東峰村の観光、そういったものの発展のためにやったということでありますので、今後につきましてはですね、こういった軽率なことがないように、十分注意していきたいと思っておりますので、今回の件につきましては、そういうご理解をお願いしたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ぜひ、担当課においても、これからデジタル、要は、実物のない著作物というのが増えてくる部分があるかと思ひます。映像、音楽、画像という部分ですね。</p> <p>そういった部分の取り扱いというのは、もうUSB1つ、あるいは電子メール1つでどこへでも飛んでいく状態になります。そのやはり管理というのが問われることでもあります。</p> <p>村長につきましては、やはり村と契約している途中段階での著作物、それは権利がどこであろうとも、やはり村で公開された後に公開するというのが原則ではないかなと思われまひます。</p> <p>それは何かあった場合に、疑われてもしょうがない事実かと思ひますので、ぜひ、その辺しっかりとさせていただきたいと思ひます。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>関連でお尋ねいたします。</p> <p>ただ今企画課長の説明の中で、編集前だからまだ公開されてないと。これは6月11日に撮影したということですよ。すでに3カ月も経っているんですよ。</p> <p>はっきり言って、棚田の火祭りが、もう3カ月前にあったことが、村民の方が、竹地区の人は分かるかもしれませんが、周りの人は忘れまひすよ。</p> <p>なんでこれだけ映像、編集に手間がかかるのですかね。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>実はですね、私ももう既にできているものだろうと思ひ、担当のほうに聞いたところだったんですけども、まだ編集中であるというようなことで、まだ頂いておりませんということでございました。</p> <p>一般的に考えれば少し遅いかなという気はしまひすけれども、その辺のところを最初に契約で、納期とかいうのを決めておりませんでしたので、ちょっとその辺のところであいまいなところがあるのかなと思ひているところでございます。</p> <p>これは、一般的にはやっぱり遅いかなと思ひております。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>遅いということは分かっていますね。</p> <p>ではですね、もう1点聞きます。</p> <p>村から交通費ぐらいは出しとこうと、いう話になったということでございます。</p> <p>ということは、当然、村の一般財源から出しとるわけですよ。交通費を出しているのに映像は個人のものとか、大体どういふふうな契約をなされているのか、もし交通費として出すのであれば、正式に村から出しているのであれば、きちんと契</p>

	約をするべきじゃないですか。
委員 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>交通費程度の報償費というふうに、ちょっと私も聞いておりますけれども。</p> <p>まず、権利の話になりますと、個々のビデオの動画のものについては、著作権については撮った人にありますけれども、成果物として頂いたもの、それはもちろん2、3分、4、5分の映像になるかと思っておりますけれども、それにつきましては、村の権利に一般的にはなりませんので、それを勝手に、成果物として出たものを勝手にいرونなところで使うというのは、村としてはいかがなものかということと言えるかと思っております。</p> <p>この動画の性質的には、どんどん、どんどんあちらこちらで拡散してくださいという性質のものにはなるかと思っておりますけれども、そうでないビデオもありますので、そうでないビデオについては、その成果物としてできたものを勝手にあちらこちらで使われると、それは村としては、おかしいんじゃないですかというような形になるかと思っております。</p>
委員 長	7番 高倉委員
7 番	<p>映像とかにはそういうことの権利があるということは、私も少しは知っております。</p> <p>ただですね、先ほど言われました10万程度の交通費として与えてもいいんじゃないかと。</p> <p>こういうことは、いくら金額が少なくても、一般財源から出すのじゃなく、そういうふうな考えであれば、個人で出したらどうですか。村長がこちらをご存じということでございますのでですね、個人のポケットマネーから出したらどうですか。</p> <p>そうしないと、こういうふうな疑問をしなきゃならんごとなるわけですよ。そのところはどのように考えてます。</p>
委員 長	村長
村 長	謝金的な行為だと、私は理解をしております。
委員 長	5番 高橋委員
5 番	<p>もうこの件については質問をしないでおこうと思ったんですが、最後にお尋ねしておきます。</p> <p>契約でないということであって、謝金ということであれば、今回の成果物はどこまで行けば成果になるのでしょうか。1つの映像の著作物として完成するのでしょうか。そこに着地点、ゴール地点を教えてください。</p>
委員 長	企画政策課長
企画政策課長	これにつきましては、一般的に考えれば、ドローンの撮影に対しての報償費ですので、火祭りに関わるある程度編集された映像というのを成果物として考えたいと思っております。
委員 長	5番 高橋委員
5 番	<p>それであれば、もう今上がっているものが成果物ではないのでしょうか。</p> <p>もうほぼほぼ村長の Facebook ページに載せている映像自体は、最初にテロップというか、タイトルが浮かび上がってきて、火祭りとして十分完成する映像になっておりますが、それが成果物じゃなくて途中経過なんのでしょうか。</p>
委員 長	企画政策課長
企画政策課長	何をもって成果物にするかというのは、ちょっといろいろ難しい部分があるのかもしれないですけど、少なくとも担当者を通じて成果物の確認をしたときに、まだ編集中ですというような返事で、そこからまだ頂いておりませんということでございましたので、お答えしたところでございます。

委員長	6番 梶原委員
6番	昨日、農林観光課に対して、私が耕作放棄地を、どのくらいあったのかという質問をしておりますが、ちょっとこの内容を、報告を、中身の説明をしていただきたいと思うんですが。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>お手元の資料の緑、黄色、赤、ブルーに近いような色の表を見ていただきたいと思います。</p> <p>まずこれが、平成20年から調査が始まりまして、ここに掲載は27年度調査分でございます。</p> <p>見方といたしましては、緑が、書いてあるとおりでございますが、人力、トラクター程度で耕起すれば、また耕作が可能だという程度のもので。</p> <p>2番の黄色、この黄色で色塗りしてある分は、草刈り等ではちょっとすぐには耕作できないが、基盤整備、ちょっと重機みたいなものですかね、小型建設機械を使えば、農業利用すべき土地と。</p> <p>それから3番は、もう既に森林原野化していて、農地に復することがですね、不可能と見込まれる土地ということで、1番が2.19ha、2番が5.29、3番が51haにおよび、これらの合計が58haと。</p> <p>参考として、全農地面積、田んぼが238、畑が68の306haということがあります。</p> <p>先ほど20年からということ報告をさせていただきました。20年当時は50.7haということで、約8ha、この8年間で耕作放棄地が増えているということでございます。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	決算書の41ページ、4款1項3目の19節、合併浄化槽の関係ですが、補助金ですが、小石原地区はこの補助金が高いんですけど、小石原地区は何件ぐらいあって、補助金はいくら出したのか、お聞きします。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	すみません。ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。
委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時44分)</p>
委員長	<p>会議を始めます。</p> <p style="text-align: right;">(9時45分)</p>
委員長	住民税務課長
住民税務課長	すみません。今、ちょっと手元にですね、地区ごとの設置数という資料がございませんので、調べまして報告させていただくということでよろしいでしょうか。
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>もう1つですね、これは特会ですが、水道の関係でちょっとお聞きをしたいんですが。</p> <p>成果の59ページの各浄水場系ですね、管理に対してのあれが出ていますが、鶴浄水場系統管理費の中で、電気代がですね、他の地区、鼓浄水場なんかと比べて極端に安いんですけど、これ何か原因があるんですか。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>浄水場において、ポンプで加圧するとか、そういったポンプ系がある浄水場につきましては、電気代が高くなっております。</p> <p>鶴浄水場につきましては自然流下という形で、そういった送水のポンプ等がございませんので、そういった電気代の差額が出ております。</p>

委員長	6番 梶原委員
6番	<p>昨日同僚議員の高橋議員が、塔ノ瀬の椿の件でお聞きをしたときに、場所等がですね、民地の中にあるということだったんですが、今朝電話がありましてですね、それ違うんじゃないということで、たまたまこの議会のテレビ中継を見た方が電話がありまして、ちょうど砂防がですね、塔ノ瀬の地区に入って、地区の砂防ができているところの民家の裏側にも、今写真をちょっと出してますけど、東峰村の指定天然記念物の中に、ちょっと写真がうまく撮れませんでしたけど、椿があるそうなんですよ。大きいのがですね。</p> <p>行って見て写真を撮ったんですが、朝早かったんで、ちょっと写真がうまく撮れてませんが、昨日言われていたところの場所の椿と民地のやつですが、とは違うんですね、これ。その辺をお聞きします。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>昨日ご説明いたしました椿はですね、塔ノ瀬の椿でございます。</p> <p>それと村指定の天然記念物にもう1つ、塔ノ瀬観音の森というのがございます。この写真はですね、そちらの塔ノ瀬観音の森の椿だと思われます。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>椿のですね、認定に際して、文化財専門員の方がいらっしゃって、そこで、教育委員会の中で、そういう椿のあれが分けてあるのかなと、今感じているんですが。その看板等がですね、以前はこの場所のところに立っていたそうなんです。それが今取り外されて、ないんですよ。</p> <p>今日民地の椿を行こうかなと思ったんですけど、やっぱり民地はなかなか入りづらいんですね、私が写真を撮ったと言えば、すぐ分かります。誰が来たかということになりますので、ちょっと入って写真は撮りませんでしたけど。</p> <p>これは、山林の中の観音の森の中にある樹木ですから、その辺りは文化財の専門員の方と話をし、こういう区分けをしたという形になっているんですかね。</p> <p>どういった感じで、国文になった経緯をちょっと教えていただきたいんですが。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>村の村史の中に、村指定の文化財というのがございます。その中に塔ノ瀬の椿ということで、村の天然記念物に、平成5年の8月20日に指定をしております。</p> <p>それと、塔ノ瀬観音の森の中には、椅子のこちらに書いてありますとおり、いすの木、椋木、山椿、椋、栢木がございまして、観音堂の境内にある樹木群ということで、その森そのものをですね、村天然記念物として、同じですね、平成5年の8月20日に指定をしております。</p> <p>当時指定した経緯につきまして、詳細はですね、ちょっと専門員のほうに聞かないと、ちょっと分かりませんが、同じ日に指定をしておりますので、この椿2本ともですね、たいへん同じくらいの樹齢があるそうです。同時に植えられたのではないかというお話は聞いております。それで、それぞれ分けたものと思われます。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>この観音の森に行くのに、塔ノ瀬の500号のところに看板があるんですけど、完全に見えないですね。ここの写真にも載せてませんが、撮っても撮れないんですよ。分からないですね。</p> <p>やっぱりこういった記念物とかそういったのがですね、やっぱり村外から来られた人たちが見る場所には、ちょっと行って見ましたけど、きついです。足のちょっと悪い人は全然行けません。はっきり言って。</p> <p>看板の設置もですが、やっぱり周辺の整備をですね、もう少しやらないと、ちょっとこれでは行けないでしょう、ほとんど。</p>

	鹿・イノシシの防護柵もしてありますし、民家の裏側で砂防が1つ大きいのがあります。その上側に行かなくちゃいけませんから、私が行って、5、6分でしょうけど、ちょっとこれは周辺の整備等も、やっぱりもう少しやるような形で、1回検討してもらえませんか。お願いいたします。
委員長	教育課長
教育課長	はい。確かに足場の悪いところにございまして、周辺につきましてはですね、この観音の森の周辺につきましては、年2回、7月と3月に、地区の方に草切りをお願いしているところをございます。 ただ、その行く途中はですね、整備をしておりますので、今後検討したいと思います。
委員長	5番 高橋委員
5番	次の質問も、昨日した質問を再度させていただきます。 決算書の62ページ、10款4項1目社会教育総務費の中の8節報償費についてです。 企画政策課長にお尋ねします。 むらづくり・ひとづくり講演会、教育費で予算が組まれておりますが、企画政策課に移った理由をお尋ねします。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	企画政策課のほうにこの予算が来た理由については、ちょっと私のほうでは分かりませんが。 想定するものとしては、昨日教育委員会のほうで出たような、幅広い意味でのむらづくりという講演会の趣旨からとえば、というような話だったと思うんですけども、企画課のほうが所管として適当ではないかということだろうと思います。 課として、ちょっとその辺まだ私、携わっておりませんでしたので、経過がよく分からないところをございますけれども、理由としては、そういうことでないかなと思います。
委員長	5番 高橋委員
5番	できれば断言するぐらい力強く言っていただかないと、この事業自体がすごく不安な事業に感じてしまうので、ぜひ、そうであれば、そうと言っていただかないと、じゃあ、教育課でもいい事業ではないのかなと思ってしまうぐらいの不安さでは、ちょっと心もとないですが。 では、そのむらづくり・ひとづくり講演会の質問ですが、どのような事業を、この1年間で行われたのか、何回行われたのか、お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	決算書に基づきましてご報告いたしますと、講演会が2回行われております。 1回は文化協会と同一の日にゴスペルコンサートを行っております。 もう1回はですね、11月の26日にRKB毎日放送のですね、統括デスクのタケシマさんをお呼びしております。RKB毎日放送報道部の部長でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	事業は企画政策課が行ったのではないのでしょうか。 今、答弁をされたのは教育課長だったのですが、その、なぜ答弁は教育課長で、所管は企画政策なののでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	ちょっと自分も他の課におりましたので、27年度に直接担当した者が誰か、よく把握していないんですけれども。うちの企画政策課の池田のほうで、特に主になってやっていたのではないかとはいえます。

	その時点で、まだ予算的には教育委員会というようなことでございましたので、決算等の説明については、教育委員会のほうから行っているというような認識を持っているところでございますけど。
委員長	5番 高橋委員
5番	事業を行うのであれば、責任を持って行っていただきたいところであります。 この事業自体は責任を持って行われていましたけども、今の課長の答弁であれば、事業自体がすごくなんかどっちつかずの事業だったのかなと、村民の方に聞こえてしまうのですが、せつかくやられた事業がもったいないなと思うのですが、結局は、事業はどちらの課がされたのでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	予算につきましては教育委員会の予算で、実施については企画政策課のほうで行っております。 ちょっと曖昧な答弁でございましたけれども、企画政策課のほうで3回ともやっているということでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	予算の立て方上と言いますか、こういったことが好ましいのかなと思うところ です。 予算は教育課で上げておいて、実施は違う課でやっている。それが本来ならば、その目的に沿った課に、款項目が変更されて、補正予算が組まれるべきではないのかなと思うんですが、そういった部分、もし副村長あたりで、その辺、財政がお詳しいのであれば、ご見解をお伺いしたいと思います。
委員長	村長
村長	この事業につきましては、26年度から行ったんじゃないかと思っております。 26年度でJRの石原、当時相談役でしたか、に来てもらったのが初めてだと思っております。 その段階では、教育委員会のほうでやっておりますが、引き続き27年度もそういった形で、教育委員会のほうで予算は計上をしていたということです。 ただし、今年度、28年度からにつきましては、企画政策課のほうで予算組みを やっておりますので、その辺り27年度、機構改革をやった段階ですので、そういった段階ではちょっと混乱があったのではないかと思っております。
委員長	5番 高橋委員
5番	ちょっと自分も想定していなかった質問のほうに入っていきますが。 教育課は機構改革には、おそらくあまりタッチされていない課ではあるかと思いま す。また、教育費に関しては、教育委員会という部分、教育課にはなりますけれど も、が責任を持って扱っている予算の中に、企画政策課として、その部分だけ実施 を行うということ自体そぐわしいのかと思うのですが、その款項目を飛び越えてで すね、事業を行うこと、他にもされてますが、教育費に関しては教育課若しくは教 育委員会が責任を持って行うのである部分を、首長部局のほうが入ってくること自 体、少し疑問を感じるのですが、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。財政的 な部分で。
委員長	教育長
教育長	一般質問の中でですね、前のところに問われたことがあった部分で、それに関連 して答えたいと思います。 まず、この事業があったときに、ひとづくりとかむらづくりの、そういういろん な頑張っている方とかを呼んで、村民の活性化に繋がれたらというようなことで、 村長さんとかも話をして、そういうのを立ち上げて、村民の方に話をしてもらおう

	<p>ということから起こりですね。</p> <p>その中で、先ほど村長が言ったように、JRの石原さんとか、また本村東峰学園卒業のですね、鬼丸さんとかという方を呼んで、世界的にも、また日本的にも活躍されている方の、村との繋がりの方を呼んで、それで活力を貰おうということで、ひとづくりとしたときには教育委員会の管轄ということで、ただ、むらづくりとか政策的なものが入ってきたときは、教育委員会の管轄とちょっとですね、馴染まないところもあるので、そういうところの仕分け的なものを行ったときに、全体の村の活性化とか、村のむらづくりとかいう部分においては企画政策、政策的なものとして扱ったほうがよからうということで、事業仕分け的なものになったわけです。</p> <p>そういう経過の部分で、本来教育委員会がやっていた部分は教育的な立場での設定、その後の企画政策としたときには、むらづくりとか地域づくりとか、それは教育とも関連はしますが、特にそういうところにウエイトを置いた形での講演会を設定するという形で、いわゆる企画政策課のほうに行ったわけです。</p> <p>その辺が、課長も代わられたから、うまく引継ぎ等もですね、それはもう私たちの反省点でございますけど、できてなかったのかなという部分で、予算が上がっている以上はですね、そこは当然ご指摘のように、その課が責任もってやるべきだということで、そういう経緯の中で企画政策課の中に入ったということでございます。</p> <p>だから前答えたように、社会教育の部分とひとづくりの部分とむらづくりとでは、いろんな関連はありますので、決して教育委員会が全部手を引くとかではなくて、コラボ的にやれるところは当然やっていくし、その政策的なものにおいて、例えばこの村をどうしていこうとか、情報発信しようか、RKBの方は情報発信とかの形で講演されたんですけど、そういう部分においては、当然企画のほうでやっていただくという形の部分になるかと思っておりますので、そういうところを基本的には企画政策課が持っていて、教育委員会も同じように連携してやっていくと。そういう形をとっていきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>教育長のご説明、分かりやすかったかと思えます。</p> <p>今後についてなんですけれども、その事業の内容というよりか、今、気になるところが、予算書のあり方。</p> <p>結局、教育費は教育委員会、教育課で持っている部分を、違う課が予算を消化していく、要は事業を行っていくということ自体が、それが良きことなのか。おそらく地方自治法自体は違反しているわけではないとは思いますが、本来ならば款項目を変えて、その目的に沿った、要は款項目に合わせた予算に変更すべきではないのかなと思うんですよね。</p> <p>これから、要は他の課で予算を組んでいるのに、違う課がやって来て、その予算を消化していく、あるいは事業を行っていくということがあり得るのでしょうか。</p> <p>それでは3月に予算を議会で決定している意味というのがないと思うんですが、その辺は、財政及びそういう予算組の部分でご回答いただけないでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>予算書に、どの款項目に計上するか、そういったところをご指摘されているものかと思われませんが。</p> <p>現状でもですね、例えば民生費に人権の関係の予算もございます。また教育委員会の中に人権教育のまた予算もあると。</p> <p>そういったふうにですね、やはり担当する部署が複数にまたがるケースはございますので、今回教育長が説明したようにですね、企画的な部門もありますし、社会教育的な分野もありますと。どちらを重点に置くか、そういった考えをきちんと方</p>

	向付けをしてですね、予算に計上していけばいいものと思われるので、28年度については、村長が言いましたように、企画振興費のほうに予算計上しておりますので、今後については、企画のほうが主な部署となっていくものと思っておるところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	当初予算が決まっておいてですね、年度途中で担当課がコロコロ変わるということは、やはり避けていただきたいなど、責任を持ってその課が予算を組んだのであれば、その課が予算を消化していく、事業を行っていくという責任をしっかりとっていただきたいと思います。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	そのように対応したいと思います。
委員長	5番 高橋委員
5番	別の質問にまいります。 観光プロモーション事業について、お尋ねしたいと思います。 資料のほうでも事前にこの観光プロモーション事業の事業実績報告書並びに収支決算書等を配られておりますが、何点か気になる点がございまして。 まず、ご質問したいのが、この観光プロモーション事業については、上のハンコの裏を見る限り、農林観光課での決算、要は事業承認が行われて、事業を遂行されているということでしょうか。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	はい、農林観光課のほうで決裁をしております。
委員長	5番 高橋委員
5番	本当にこの、申請されて遂行された、実施された団体は頑張っているかと思っております。 ただ、この収支報告書若しくは収支決算書を見る限り、ちょっとざっとしている部分と言いますか、例えばと言いますと、予算と決算書が大きく変わっている部分、予算書よりも要は実施人員が少なかった部分、要は余った予算と言いますか、といった部分で、消耗費が決算のときに格段と増えている団体であったり、例えば、お米とかのですね、単価が、人数が変わっているのに積算数が変わらない。要は、単価がコロコロ変わっている部分等々あるかと思っております。 そういった収支決算書の、要は、チェックというのは、農林観光課で、この担当者の方はしっかりチェックされているのでしょうか。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	この印鑑欄のほうにですね、これは決裁的に事務的なですね、決裁の流れでございますが、補助金交付申請の段階で4人、私と課長補佐と係長と担当者、4人で書類をすべてチェックして、その申請段階では、当然実施されるかどうか、認可されるかどうか分かりませんので、見積書の原本を添付して申請していただいております。 それから、その内容に、この趣旨に合っていれば決定通知を出しまして、実績報告の段階で領収書の原本を確認して、その支出を複数で確認した上で、支出、補助金の報告をしております。
委員長	5番 高橋委員
5番	この観光プロモーション事業の特性にもなるかもしれないんですが、この実施団体の更正の領収書であることがかなりの団体であっているんですね。 ですので、言えば自営業であれば、その領収書というのは発行しやすい状況にもあって、その不正ということは、あるわけではないんですけども、少しちょっと首

	<p>をひねるような数字というのが、上がってきているのかなという部分あるかと思えます。</p> <p>そういった部分をしっかり加味されて、収支決算見られてますでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>消耗品というか、例えば謝礼に対して、何か物品を贈るなりそういったもの、それからこの構成員に対する報酬、賃金はですね、ございません。</p> <p>自営業であって、例えば陶器、農産物の消費があればですね、それをこの観光プロモーションにおいて、必要だというふうにチェックされて確認が取れば、その辺りは確認して、支出を認めております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>もう1つ気になる点がですね、この交付金額の最大額が50万円と規定されているかと思えます。</p> <p>ほとんどの団体が50万円最大まで申請されて、もちろんその他販売収入であったり、営業的収入を加味した決算書で上がっているんですが、その部分がやはり、ぴったりになるようにというかですね、50万円ありきで少し事業が組まれているのかなという部分を、考えられる部分があります。</p> <p>特にチケット収入であったり、金額、参加料という部分が、50万円があるからこの金額にできるというふうな設定がなされているような感じを受けます。</p> <p>というのが、実際にじゃあ、このイベントであったり、事業というのを参加しようと思ったら、それ以上の金額というのがもちろんかかってくるはずですが、観光プロモーションということをやっているんで、そうではないんですけども。</p> <p>この50万円ありきということだと、何か助成金と勘違いして、あくまでもこの観光プロモーションの補助ではあるので、50万円を貰えるから、この金額、もし、要は収入額というかですね、収支が余った場合に、そこをうまく活用しようという考えに至ってしまわないかなと思うんですね。</p> <p>もちろん今の団体がそう思われてしているかとは思わないんですけども、そういった部分で、その50万円という部分の、助成なのか補助なのか、その辺の農林観光課の考え方はいかがでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この事業の目的は、やはり観光プロモーションですから、1人でも多くの観光客を誘致する。若しくは交流人口だとかですね、PRに努めてもらう。以降のですね、後年における観光客の誘致を図っていくというのが大きな目的であります。</p> <p>それは、市町村で行うべき事業も当然あると思えます。</p> <p>ただ、公平性それから公務的な事業となりますと、やはり偏りは出ないものの一辺倒のですね、事業になりがちだと。幅広い年齢層から幅広い分野の方、趣味、趣向の部分幅広く民間からの意見を聞きながら実行することによって、公務員、役場では行われないような事業をしていただいております。</p> <p>ですから、そうした事業に対しては支援をしていき、観光客の誘致にお手伝いいただけませんか、というようなチラシを配布しております。</p> <p>それから、50万円のこの補助事業上限額でございますが、これは、一度完全に50万円以上支出しないと補助金が受け取れないという、完全な精算払いの仕組みとなっております。</p> <p>ですから実施団体においては、どなたかが、どなた方々がというか、複数になるかもしれませんが、50万円を支出して、これだけの事業を実施した、支出したということで、領収書を持って来て初めて請求し、その後立て替え分を受け取るというような仕組みになっております。</p>

	<p>ですから、数10万、数万円ですとですね、あれですけども、この50万円以上の事業を行った場合は、そうした仕組みになっておりますので、そこが、概算払い請求ができないのかという団体もございましたが、そうしたことを含めると、50万円以上の事業に対する考え方は、たやすくはないというふうに認識を持っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ぜひ、今年度ももうこの事業をされておりますが、収支決算書の部分、もう少し丁寧に、確実に団体等と話し合いを行いながらしていただきたいなということと、やはりその単価計算の部分であったり、概略的にその数字が出てきている部分、金額が出てきている領収書等をしっかり把握されて、明瞭、明確な決算のあり方というのをお願いしたいところです。</p> <p>もう1つはですね、課長決裁でこの事業を行われていっていますが、やはりもう少し広い知見で判断されてもいいのかなと思うところがあります。</p> <p>企画政策課であったり、今観光分野幅広くどの課もタッチされてきている部分がございます。</p> <p>1つ気になったのは、この中にもホームページの製作料をあげてらっしゃった団体がございます。地域協働のむらづくり事業のほうでもホームページの作成費で1団体申請されていて、半額交付なされておりますが、そちらは半額交付、こちらの観光プロモーションに係る部分は全額の交付となっております。そういった部分とアンバランスが生じておりますが、その辺のご説明はいかがでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず後段の部分の、ホームページの製作料、こちらの交付要綱がですね、チラシは、これは昨年の4月に配布しているチラシですので、ちょっともうお手元にはないと思いますけども、補助金の交付対象額ということで、それで10分の10以下ということの要綱で、100%以内ということで補助率を定めており、特に委託料が全額、いくつかのですね、備品購入だとかはですね、全額とならないようにという細かい交付要綱も定めております。</p> <p>ですので、その辺りは、この事業の趣旨としては100%以内ということですので、他課の所管につきましてはちょっと、私の範囲では、そういう程度にさせていただきます。</p> <p>それから、前段のご発言の各団体とのですね、ヒアリング、単価それから領収書等のですね、チェックはきちんと行っていきたいと考えております。</p> <p>農林観光課だけでのですね、1人での判断ではなく、やはり複数での判断で、これがもう5月にスタートしたものの、すぐに判断をするようなことがありまして、その判断を誤らないようにということで、かなりの複数できちんと協議してやって来ております。</p> <p>庁議なりブレスト会議の中でですね、他の課にまたいだですね、超えた部署での委員会なり審査会も受けたほうがいいんじゃないかというご指摘を受けたこともございますが、農林観光課で早期に対応するという、それから事業の支出額の50万というところでですね、複数で対応させていただいているところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ちょっと自分もぜひ教えていただきたいと思うのは、総務課のほうの地域協働のむらづくり事業における、要は観光に特化したホームページの更新に対して、2分の1の交付がされております。</p> <p>農林観光課の観光プロモーションのほうはイベントも含めた上での、その事業での100%交付という形になっておりますが、この差、どちらも観光に関わる部分</p>

	<p>のホームページではないのかなと思うのですが、事業によって交付のパーセンテージが変わってくるということに対して、ご説明がいただけますでしょうか。</p> <p>交付する事業、申請する事業によってパーセントが違うのか、そういう観光というならどこか一括りにすべきなのでしょう。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時14分)</p>
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時15分)</p>
委員長	<p>総括質疑はですね、東峰村一般会計歳入から特別会計の後期高齢者まで含んだ総括でありますので、ご確認をしておいてください。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>地域協働のむらづくり基金事業のほうで、ホームページのほうの作成が、1件申請がっております。それについては、補助率を10分の5として交付しておるわけですが、観光プロモーション事業のほうでは、観光プロモーション事業の、事業の中の1つとしてですね、ホームページを新たに作成することで5万円の交付を申請者に交付しているようでございます。</p> <p>地域協働のむらづくり基金事業のほうでは、もう既にですね、ホームページはその団体が作り上げていたものをスマートフォン対応に変えたいと、そういった趣旨で申請がなされたものでありまして、そういった事情をですね、勘案した結果、2分の1の交付が適当であろうと、そういった差が付いたところでございます。</p> <p>いずれにしろこの事業をですね、交付要綱とかもそれぞれ違いますので、その要綱に照らし合わせた結果、そのような判断になったものだと思いますので、それが10分の5と10分の10交付されるのは、差が付いておかしいんじゃないかという指摘もあるかもしれませんが、この時点での判断はそういうところでございます。</p> <p>説明になっているかどうか分かりませんが、観光プロモーション事業のほうは観光プロモーション事業の1つの事業としてやっとなら、そのように取ってもらえればありがたいところでございます。</p>
委員長	<p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>なかなかその辺の判断は難しいところで、どちらの事業でもできるような形だったのかなとも思わざるを得ない部分でもございます。</p> <p>というのも1つは、例えばこの旅行ガイド本というかですね、の部分の事業もあって、そういった冊子の製作というのも今回観光プロモーションのほうで認められている部分であれば、その電子媒体である部分の、その観光プロモーションという形もあったのかなと。</p> <p>見解はいろいろ分かれるので難しいところですが、1つ、さっき5万円という数字を総務課長は言われましたが、おそらく僕が見てたのは23万9,760円のWeb製作費であがっているものがあったので、25ページ、この額を見て、ちょっと大きかったものでですね、質問したまでです。</p> <p>この数字を問うわけではございませんので、この質問はもう終わりたいと思いますが、最後に、今のように、地域協働のむらづくりではそういった判断になって、観光プロモーションではこういったWeb製作費についてはその事業に内包されているので、100%認められているという結果になっていますが、この事業における優位性、要は上下関係じゃありませんけど、こちらに申請すれば有利、こちらに申請したらちょっと不利とは、すべてが言いきれませんが、そういった形にも見える中で、1つは庁議において判断されている事業、それが地域協働のむらづくりで、</p>

	<p>1つは、観光プロモーションは農林観光課だけで決済が行われているということでは、その辺の違い、もし申請された方が不利になるような結果というのが1つあるのかなど。</p> <p>先ほど農林観光課も庁議であったり検討会というのも考えたが、農林観光課でチェックを行って決裁しているという話がありました。</p> <p>その辺の意思疎通を行わないと、今後そういった、こちらで申請したらという違いが出てくるのかなと思うんですが、その辺の対応策をお尋ねします。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>観光プロモーションの所管課としての思いと言いますか、この事業に対する。この事業は地方創生ですね、加速化交付金ということで、昨年度、27年度取り組みをしております。</p> <p>その中でこういった中山間地域と言いますか、東峰村に観光客を呼び、それで活性化させていく、地域を元気にしていくという目的でこの事業があったと思います。</p> <p>その中であって、4月からもうスタートということで、例えば岩屋祭りもすぐ始まりますし、今回はあれでしたが、竹の棚田火祭り、そうした団体がですね、申請に来られて判断を行っていくと。</p> <p>庁議、ブレスト会議は月に2回の会議で、2週間に1回で、もう少し迅速に対応ということになれば、臨時的にその委員会を立ち上げてですね、判断していくということはあったかもしれませんが、やはりそうした要望に迅速に応え、その趣旨をきちんと適正に見極めた上で、執行なり決定をしていくという決裁の流れを十分確認しながら行ったところであります。</p> <p>ですから、内容がちょっと異なりますが、そうした判断に立ってですね、迅速な判断それからきちんと適正な支出を求めていく。地方創生ですね、一翼をこの事業は行っていくというところの趣旨で、執行を行ってまいりました。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ぜひ、決裁のあり方等住民の申請する方が不利にならないように、庁内での意思疎通等を行っていただきたいと思うところです。</p> <p>すみません。最後の質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>決算書のほうをお願いいたします。</p> <p>51ページです。7款2項1目の13節委託料の部分だと思われるんですが、鼓の里の改修設計委託料が含まれているかと思われるんですが、予算書で上がっていたんですが、決算書のほうで項目が上がってなかったんですが、まずその項目に入っているのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	この項目で、鼓の里の設計委託料も入っているところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>当初予算の際には13節の中に鼓の里物産販売所改修工事設計委託料110万円が組まれております。</p> <p>なんか書いてないんですけども、どこに飛んでいったのでしょうか。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時28分)</p>
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時29分)</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	先ほどの鼓の里の改修に係る設計業務委託等につきましては、販路拡大事業ということで、繰越明許として28年度のほうに繰り越しをしておりますので、27年

	度のこの決算書の中には出てきておりません。
委員長	5番 高橋委員
5番	販路拡大の款項目を教えてください。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	すみません、何回も。 2款1項29目のほうでございまして、ちょっと記憶違いでございました。 地域創生の先行型の中にですね、販路拡大事業というのがございまして、その中で設計まで行ったところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	この販路拡大事業に元々この鼓の里の設計費というのが入っていたということでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	この販路拡大事業の中の1つにその事業が入っていた状況でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	この販路拡大自体は繰越明許費できているはずですが、今回平成27年度で改めて鼓の里の設計委託料というのはあがってきているんですよね、当初予算で。 繰越明許されてきているものに、途中から入ってきた予算がいっしょくたになるというのはおかしいんじゃないですか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	もう一度、すみません、整理したいと思います。 26年度の事業の地方創生の先行型の事業で、27年度に繰越明許として実施したという事業の中の販路拡大事業。 販路拡大事業につきましては、4つの事業を行っております。鼓の里の事業見直しの関係のコンサルと小石原陶の里の関係のコンサル業務、それから、ふるさと村に関わる経営分析のコンサル業務、それから鼓の里の販売所改善にかかわる業務がございまして、この中で設計のほうも行ったというようなことでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	途中で繰越明許をされた後に、この鼓の里の設計委託料というか設計委託をするのが、この販路拡大の事業の中ですということが決まったということでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	26年度の年度末に急きょ先行型の事業があつて、その時点で27年度に繰り越したわけですね。 繰り越した中に、既にそういった計画の中で繰り越しが行われて、27年度に行われたというような流れになるかと思うんですけど。
委員長	5番 高橋委員
5番	そういうわけなら、この平成27年度当初予算の110万が上がってくること自体がおかしいと思いますけども。
委員長	暫時休憩します。 (10時32分)
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時33分)
委員長	企画政策課長
企画政策課長	ちょっと混乱をして申し訳ございません。 鼓の里にかかわる設計委託料につきましては、27年度当初は、その商工費のほうで組んでいたようですけども、その後地方創生の加速化交付金のほうの予算が、

	補助金と言いますか、交付金が出てまいりましたので、そちらのほうに乗り換えてやったというようなこととございます。 26年度にそういうことで、繰越明許で27年度に出てきたということとございます。
委員長	もう一度いいですか。 暫時休憩します。 (10時37分)
委員長	再開します。 (10時38分)
委員長	企画政策課長
企画政策課長	もう一度ご説明をしたいと思います。 27年度の7、2、1の観光事業費の中の13の委託料の中に不用額が130万ほどあるかと思えます。 当初予算で上げていたものにつきましては、この不用額と言いますか、先ほど言いました先行型の交付金のほうの事業でやることになりましたので、本来ここをですね、減額の補正を3月にしておけばよかったのかと思えますが、そういうことで、当初予算に上がっていたものはそのまま使わずに不用額となって、そして26年から27年、なんですかね、先ほど言いました繰越明許の販路拡大事業の事業で設計を行ったという経過でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	本当に最後の確認になりますが、この鼓の里の直売所設計委託料につきましては、地方創生の先行型の部分の販路拡大事業の中に含まれているということによろしいでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	この販路拡大事業の目的といたしましてはですね、そのとおり物がどんどん売れるようにというような内容の事業でございますけれども、そのためには、そういった販路拡大するためにこういう設計が必要であるという流れの中で、この中で設計を見ているというような状況でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	販路拡大事業については、節が19節の負担金補助及び交付金になっているかと思えます。 設計委託は村から設計業者に入札あるいは随意契約等されたのでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	設計委託等につきましては、鼓の里のほうでしていただいたということになるかと思えます。
委員長	5番 高橋委員
5番	ちょっとお聞きの方を変えると、この販路拡大事業については、先ほど4項目ぐらい事業を言われましたね。この鼓の里等については、この販路拡大事業を行うための補助を行った中で、当該団体が直接コンサル等と契約を結んだということによろしいでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	そのとおりでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	建物自体は、鼓の里は村の建物ですよね。設計委託ということで、改修等を委託業者というか管理団体が行うということ自体がよろしいのでしょうか。
委員長	暫時休憩します。

	(10時44分)
委員長	会議を再開します。
	(10時45分)
委員長	執行部は、議員が納得できる回答をお願いいたします。 企画政策課長
企画政策課長	先ほどお尋ねの件ですけれども、この19節のほうからですね、販路拡大支援事業ということで、先ほど4つの事業を申し上げましたけれども、その中の1つで、鼓の里のほうで設計のほうをしていただいたというような認識でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	ちょっとその説明じゃ、結局納得できないんですが。 販路拡大事業の中で、結局鼓の里の運営団体が、この設計を委託したんでしょうか。村の施設の改修委託。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	初めに申し上げましたとおり、この販路拡大事業というのは、販路をですね、どんどん売れるような形にするためにはどういったことが必要かとか、というような形の事業でございました。 その中で、鼓の里が売りが落ち込んでいるというような状況の中で、どうやったら売りが売りが伸ばせていくのかというような流れの中で、こういう設計でやれば売りが拡大できるというようなことでございます。ございますというか、その補助金の目的としては、そういう交付金ですかね、目的としてはそういうのがございましたので、それに乗っかって、うちとしては鼓の里が、販路がどんどん拡大できるようなことの事業の1つとして、そういう補助金を出したと。 鼓の里は、補助金の使い道として、そういう販路が拡大できるような設計をするために、それを使ったというようなことでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	でも、その設計の内容というのが、施設が改修するための設計委託料というか、設計委託をしたということですよ。村の施設の改修設計委託を。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	村の施設を運営団体が変えていいのかということの質問になりますでしょうか。 村の施設で大規模にですね、変わるようなことがあれば、もちろんそれは村の施設ですので、それについては村との協議とか、いろんなことが必要になってくるかと思えます。 今回の場合は、その中の、内部の内装の改修において、販路の拡大というようなことを目指しているわけですので、村の施設であったとしてもその程度の改修につきましても、運営団体の意向とか、そういったものも当然反映されるのではないかとと思うところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	設計に関しては、この販路拡大を使って運営団体が設計委託をし、平成28年度、工事については村が行っているという形なんですけど、そこもちょっと、なぜ運営団体が設計をし、工事は村なのかということなんですけど、お答えいただけますでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	この地方創生の先行型の事業につきましては、ソフト事業だけでしたので、この事業については、そういう設計の関係とかコンサルの関係でやったわけでございます。 それで販路拡大をするためのそういった内容が上がってまいりましたので、村と

	してはそういう運営団体の意向と言いますか、そういったものを28年度の工事費の中で実施したというようなことでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	もう1つ気になるところは、先ほどソフト事業、ソフト事業と言われておりましたけれども、設計委託料というのはソフト事業と考えてよろしいでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	設計がハードになるかというご質問だったでしょうか。もう一度。
委員長	そういう質問だったですね。
企画政策課長	設計はソフト事業ではなくてハード事業でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	ちょっと声が聞こえてたんで回答は分かるんですけども、設計がハード事業で、この地方創生の先行型ソフト事業という話でしたけれども、それで設計が行われているということ自体は、地方創生の先行型の交付金の使途としてあっているのでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	ハードはできない、ソフト事業しかできないという制約が、先行型あったかと思えますけれども、村では、村がやったわけではなくて、設計については補助を、村としては補助金としてあげましたよと。その補助金を活用するために鼓の里のほうで、それを設計に使ったかもしれませんけれども、そういう法的な縛りは、村からどういうふうに流れたかということだろうと思いますので、そこは問題はないかと思っていますところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	まだ聞けば、その先まだどういう説明が来るのかという部分等、まだ聞いてもいいのかもしれませんが、とりあえず大体の流れは分かりましたので、この金額の部分については、これで終わりたいと思うんですが、本当に質問したかったのは、6月議会での高倉議員が言われたトイレの件についてです。 今、設計等の流れを聞きまして、鼓の里のほうが主体的にこの設計というのを委託してされたというところで、結果的に多目的トイレというのが一番上側というかですね、大きな母屋の端っこの部分に多目的トイレというのがつけられるようになったんですが、もう一度その経緯をお答えください。
委員長	村長
村長	前回ですね、高倉議員に説明を申し上げたとおりであります。
委員長	5番 高橋委員
5番	ぜひ、議論をするので、その経緯を聞きたいところなんですが、こちらからお尋ねします。 今の話であれば、鼓の里の運営団体のほうが施設の改修をするために補助を使って設計を行ったということで、その思い、使用意図というのは、すごく加味された設計になっているはずであるのかかわらず、高倉議員の質問であったり、それを聞く限りでは、村長があそこの位置にすべきだということで、多目的トイレが決定されていったかと思いますが、その補助の張り方として、鼓の里、要は管理団体が設計をした部分に関して、村がその部分に対して指摘、要は改変させるということはいかがでしょうか。
委員長	村長
村長	まずはもう一度ですね、鼓の里の会長であります小野さんのほうともですね、その辺りの見解については、説明を受けられて、判断をしていただければと思っております。

委員長	答弁の意味がよく分からないんですが、何を判断すればいいのでしょうか。
委員長	村長
村長	多目的トイレの設置の過程の話であります。
委員長	5番 高橋委員
5番	もう工事がほぼ終わっていますので、もうどうこうせいというのは難しい話なんですけど、今、もう工事も行われている中で、あそこは本当に適しているのかという部分、予算の執行のこともありますので、ぜひお聞きしたいのが、あの場所にする際に、高齢者あるいは障がい者の方から、その場所が適格かどうかというのは、ヒアリング若しくは調査というのはされたんでしょうか。
委員長	村長
村長	あくまでも鼓の里からの要望だと、私は理解をしております。
委員長	5番 高橋委員
5番	分かりました。 ではですね、あの施設自体は、村の施設だと思います。 ということで、村もそこに多目的トイレをつくるということで、あそこがすぐわしいかどうか、村としては障がい者や高齢者といった多目的トイレを使われる方の意見というのは、村独自では聞いていないんでしょうか。
委員長	村長
村長	これは見解が異なるかと思えますけれども、障がい者の障害をお持ちの方のご意見もありましたので、それは全く聞いてないかと言えば、障がい者の方がそこにおられたということでもあります。
委員長	5番 高橋委員
5番	では、どういう方、どういう聞き方をされたんでしょうか。
委員長	村長
村長	それは先ほど申しましたように、前回高倉議員のほうに説明をしたとおりであります。
委員長	5番 高橋委員
5番	これは決算委員会ですので、そういう答弁は、できれば避けていただきたいなど。どういった調査をされたのか、ヒアリングされたのか。 今、村長も障がい者の方に聞かれましたということを言われたんですけども、じゃあどういう方、聞かれたんでしょうか、どういう聞き方をされたんでしょうか。
委員長	村長
村長	まずはですね、高倉議員の一般質問等も出ておりましたと思います。 その中で高倉議員等にも説明をさせていただきましたけれども、1, 100万の予算のうちプラス300万付け加えまして、1, 400万という鼓の里の改修工事の費用が決まっております。 本来であれば1, 100万で改修ということなんでございますけれども、その当時役場のほうに説明に上がったときに、そういうお話が、障がい者のトイレがないというお話が出まして、これは、高倉議員とは見解が違うんですけども、高倉議員のほうからその話が出て、それで、それはそうだねと、ハートビル法から照らし合わせると、障がい者トイレというのは要るよねという形で、そこに設置をしたという経緯になっております。
委員長	5番 高橋委員
5番	質問にお答えいただきたいと思います。 障がい者、高齢者に対してヒアリング、聞き取り等意見は聞かれたのでしょうか。
委員長	村長

村 長	これはちょっと問題発言になるかと思いますが、ご承知のように、高倉議員は体に障害を持っております。それで、聞いたというのはその高倉議員であります。
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	そうであれば、高倉議員の主張されてたのは、その位置じゃないと思うんですね。 それで聞かれて、その場所にされたというのは、話がそう通らないと思うんですけども。 村長は、高倉議員から何を聞かれたんでしょうか。
委員 長	村長
村 長	この件につきましては、先ほど言いましたように、高倉議員の言い方と鼓の里の会長であります小野会長の意見も違います。 したがって、小野会長の意見も一つお聞きをお願いしたいと思います。
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	ちょっと小野会長とも直接話すことがあったんですが、私もちょっと村長が小野会長から聞かれている話と私が小野会長から聞いた話では、ちょっと違うなと思うところで、ぜひ、村長も小野会長にまた聞いていただきたいのと、やはり多目的トイレをもうあの場所につくったということで、やはりあそこは使い道がよくなければ、もうつくった意味も全くありません。 ということで、今聞く限りでは、高倉議員しかそういった聞き取りというのを行われていない、私が聞く限りでも、あそここの場所につくるのは、誰が考えてもおかしいよということを、かなり多くの方から言われました。 もうつくってしまった以上しょうがない話なんですけども、ぜひ多目的トイレ、本当にあそこだけでいいのかどうかを含めて、ぜひ、高齢者、障がい者等に、使用しやすいかどうか等、あそここの場所が適格かどうか等を、ヒアリング若しくは調査等をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
委員 長	村長
村 長	議員ご承知のように、既に施設としては出来上っております。今月の17日にオープンという通知も来ているところであります。 そういった状況の中で、鼓の里の会長であります小野会長のほうからのご意見等も参考にさせていただきたいと思っております。
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	鼓の里の会長、会長と言われますけれども、あそこは村の施設じゃないんですか。それを指定管理されている会長に委ねすぎではないですか。 村としてはやはり、その公共的施設が障がい者や高齢者に使いやすいかどうかというのを、公的機関として判断し、それに基づいて運用等をしていくための施設改修等を行っていかねばならないんじゃないんですか。 村長はハートビル法というのを言われましたけれども、バリアフリー新法等国交省から出ております。高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について等出ておりますが、国の責務、地方公共団体の責務と施設管理者等の責務でもいわれておりますが、第44条の中でも、国にはなりますが、国は、高齢者、障がい者等、地方公共団体、施設管理者、その他の関係者と協力して基本方針、これに基づく施設管理者の講ずべき措置の内容、その他移動円滑化の促進のための施策内容において、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらのものの意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時かつ適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

	<p>地方公共団体においても、地方公共団体、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>そういったふうにあるように、やはり国も地方公共団体も、その障がい者や高齢者の移動等の円滑化を促進するために、やはり施策を講じていかなければならないという枠組みの中で、少しそういった管理団体の方に投げ渡して、それは、その方々が決めたことです。というのでは、村の責務あるいは地方公共団体としての責務としては不十分ではないかなと思われまます。</p> <p>もう一度お聞きしますが、そういった今後の使い勝手という部分も含めて、やはり、もう壊せという話じゃないんです。あそこをどう使いやすくすればいいのか、あるいはもう1つ多目的トイレが必要なのではないか、もう1つの場所にですね。という議論にもなり得るかもしれません。</p> <p>その意味も込めて、障がい者や高齢者の方の意見を聞かれたいんじゃないでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>鼓の里の改修につきましては、指定管理であります鼓の里のほうにお任せをさせていただいたというか、自由裁量でやっていたという結果があります。</p> <p>そういった中で先ほども言いましたように、新しくリニューアルの開所がありますので、そういった中で、もし、先ほど議員が言われましたように、意見等ですね、もう一度違う場所とか、そういった議論があれば、またそれはお聞きをして、検討をしたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>自由裁量にと言われている部分も、いささか高倉議員の質問を聞いている限りでは、本当に自由裁量でされた結果が、今回の設計内容だったのかなというのは、疑問を呈するところですが。</p> <p>最後に、現在の場所に多目的トイレを設置されたということで、やはりあの近辺に障がい者の方が来られる、若しくは駐車されるということも含めて、その身体障がい者専用の駐車スペースであったり、そういった多目的トイレを円滑に使えるような、やはり施策というかですね、ことが必要だと思うのですが、その辺は考えられてないでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	今後検討をしていきたいと思います。
委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>先ほど梶原文明委員さんより、ご質問いただいた件を、ご報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>平成27年度に村内で合併浄化槽、設置された基数は、成果説明書のほうにもございますが、13基でございます。</p> <p>そのうち小石原地区で設置された基数が7基ございました。</p> <p>若干内訳を申し上げますと、7人槽が4基、5人槽が3基です。</p> <p>参考までに、小石原鼓地区につきましては2基、宝珠山地区につきましては2基、それから福井地区につきましては2基というふうな、昨年度の実績でございました。以上です。</p>
委員長	これで質疑を終結いたします。
日程第2	
委員長	日程第2 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」

	<p>討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定いたしました。</p>
日程第3	
委員長	<p>日程第3 認定第2号「平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第2号「平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
日程第4	
委員長	<p>日程第4 認定第3号「平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第3号「平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定いたしました。</p>
日程第5	
委員長	<p>日程第5 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。
閉会	
委員長	以上で、本決算審査特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。 厚く御礼申し上げます。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。 <p style="text-align: right;">(11時58分)</p>
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 委員長